

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和5年10月11日（水） 午前10時00分から
午後 3時00分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、後藤慎太郎、御手洗吉生、穴見憲昭、岡野涼子、首藤健二郎、今吉次郎、太田正美、森誠一、木付親次、麻生栄作、阿部英仁、福崎智幸、吉村尚久、高橋肇、二ノ宮健治、守永信幸、澤田友広、戸高賢史、猿渡久子、佐藤之則

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

清田哲也、小川克己、大友栄二、御手洗朋宏、木田昇、

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 若林拓、生活環境部長 高橋強、労働委員会事務局長 幸清二
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

第79号議案令和4年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について及び第80号議案令和4年度大分県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	主任	松井みなみ
議事課委員会班	主幹（総括）	秋本昇二郎
議事課委員会班	副主幹	吉良文晃

決算特別委員会次第

日時：令和5年10月11日（水）10：00～

場所：本会議場

1 開 会

2 部局別決算審査

(1) 総務部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

(2) 生活環境部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

(3) 労働委員会事務局

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから、本日の委員会を開きます。

この際付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は総務部、生活環境部及び労働委員会事務局の部局別審査を行います。

これより総務部関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、総務部長及び関係課室所長の説明を求めます。

若林総務部長 昨日に引き続いての御審議、誠にありがとうございます。

それでは私から、タブレットの資料番号10番、令和4年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書により説明します。7ページを御覧ください。

令和4年度一般会計及び特別会計歳出決算のうち、総務部関係について説明します。一般会計の歳出決算額は、表の一番下の歳出合計欄左から2列目、支出済額にあるように1,789億94万8,578円となっています。

次の8ページにお進みください。

公債管理特別会計の歳出決算額は、歳出合計欄の左から2列目、支出済額にあるように1,328億7,668万9,135円となっています。決算内容の詳細については、後ほど担当所属長より説明します。

次に資料番号13番、令和4年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書について説明します。3ページを御覧ください。

まず、財政運営の健全化についてです。財政運営にあたっては、県政諸課題に着実に対応できるよう中長期的な視点に立ち、持続可能な財政基盤を構築することを基本として進めています。これをより確実なものとするため、令和2年3月に策定した大分県行財政改革推進計画において、財政調整用基金残高の330億円を確保、また臨時財政対策債等を除いた実質的な県

債残高の6,500億円以下の水準維持を目標とし、健全財政の堅持に取り組んでいます。

令和4年度は県税収入の回復に加え、国の臨時交付金等を効果的に活用した新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底と社会経済の再活性化、原油価格・物価高騰対策等に取り組んだ結果、年度末の財政調整用基金残高は前年度末を12億円上回る332億円を確保し、目標とする330億円を2年前倒しで達成することができました。また県債残高については、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策事業を積極的に受け入れる中、臨時財政対策債の新規発行が減少したことに加え、交付税措置率の低い県債の発行抑制等に取り組んだ結果、総額では1兆668億円と4年ぶりに減少し、臨時財政対策債等を除く実質的な残高も6,133億円と目標とする6,500億円以下を維持することができています。

一方、ポストコロナに向けて動きを加速する社会経済の再活性化や長期化する原油価格、物価高騰への対策などの取組に加え、今後は高齢化の進展による社会保障関係費の伸びや防災・減災、国土強靱化の推進等による公債費の増嵩などによる財政需要の増加が見込まれています。こうしたことから社会情勢の変化にも機動的に対応できるよう、常在行革の精神により事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドに絶え間なく取り組むとともに、先端技術も積極的に活用しながら、一層の行財政運営の効率化と健全化に努めていきます。

次の4ページを御覧ください。

収入未済の解消についてです。県税の収入未済額については、より一層の徴収強化に努めたことにより、前年度に比べ1億6,021万6千円減少しました。収入未済額の大半を占める個人県民税については、県徴収職員の派遣を通じ、滞納整理における進行管理の強化や徴収技術の向上などに、市町村と連携して取り組みました。

また、課税件数の多い自動車税種別割については、コールセンターによる納付催告や滞納整理の早期着手に取り組むとともに、厳正な滞納処分を実施し、収入未済額の圧縮に努めました。今後も研修会を通じた人材育成を図るとともに、県徴収職員の市町村への派遣、キャッシュレス決済の推進などにより、さらなる収入未済額の圧縮に取り組んでいきます。

なお、令和4年度一般会計及び特別会計の税外未収金は、前年度に比べ5億4,334万2千円増加しました。このうち5億2,063万7千円については、収入調定の減額など必要な事務処理が行われていなかったことによるものであり、既に解消しています。これを除くと前年度に比べ2,270万5千円の増加となりますが、この主な要因としては補助金の返還命令によるものです。

税外未収金の縮減に向けては、債権管理マニュアルに基づく取組の徹底や実務研修の実施など、債権管理担当職員の資質向上を図っています。引き続き、債権回収業務の外部委託を活用するとともに、債務者の行方不明等により回収不能が明らかになった事案については、権利放棄の手続による不納欠損処理を行うなど、取り得る手法の検討を行いながら、適正な債権管理を徹底し、税外未収金の縮減に取り組めます。

次に、13ページを御覧ください。

個別事項のうち①行政手続の電子化及び文書の電子化推進と県民の利便性についてです。行政手続の電子化については、県民目線で行政サービスを向上させることを取組方針としています。

デジタルデバインド対策として、電子申請に不慣れな方からの問合せに対応する電話相談窓口を設置するとともに、ホームページの申請手順の案内を充実させるほか、県民からの改善意見を随時反映していくなど、より便利で使いやすい仕組みとなるよう、今後も継続的に改善を行っていきます。なお、職員録の電子化については、印刷物での購入を希望する意見などにも配慮しつつ、早期発行や記載内容の充実を努めていきたいと考えています。今後も県民からの意

見を踏まえながら、利便性の向上に努めていきます。

次に資料番号11番、大分県長期総合計画の実施状況、主要な施策の成果（事務事業評価）について説明します。374ページを御覧ください。

まず、1番の県有財産総合経営推進事業です。この事業は、未利用財産の売却や貸付けなど利活用に取り組むことで歳入の確保を図り、安心・活力・発展プラン2015を財政経営面から下支えするものです。主な事業内容は、県有財産の利活用を推進するため、売却に向けた測量などの条件整備を実施するとともに、売却や貸付けの広報を行っています。

成果指標は、県有財産の売却等による収入額としており2億2,900万円の目標に対し、実績は2億8,800万円となりました。事業の成果と今後の方針ですが、売却に向けた条件整備の早期実施などにより、県有財産売却等推進計画に基づく歳入確保目標額を達成することができました。今後は、売却困難物件や小型物件の売却に向け、利活用策の先進事例の調査研究を行うほか、宅地建物取引業団体への媒介依頼や関係団体へのチラシ配布など多様な広報を実施するとともに、売却までの間の貸付けも検討するなど、未利用財産の利活用を推進していきます。

次の375ページを御覧ください。

5番の行政手続電子化推進事業です。この事業は、時間や場所を問わずに簡単に行政手続ができるようにするため、必要となる電子申請システムを運用するものです。主な事業内容ですが、令和6年度までの行政手続の電子化に向けて電子申請フォームの作成を行い、電子申請に不慣れな方からの問合せに対応する電話相談窓口として、県民向けヘルプデスクを設置しました。

成果指標は、県や事業者の行政手続に係る作業時間の削減率を10.0%の目標として、実績は13.0%となりました。事業の成果と今後の方針ですが、令和6年度末までの行政手続の100%電子化に向け、令和4年度末までに

全体の52%にあたる1,771の手続を電子化しています。行政手続の電子化にあたっては一連の業務手順の見直しを行い、行政の効率化を推進するとともに、電子申請の利用案内と周知の徹底により、県民の利便性向上を図っていきます。

次に、6番の政策県庁を担う人材育成推進事業です。この事業は、政策県庁を担う人材を育成するため、自治人材育成センターにおける研修メニューの充実や女性職員のキャリア形成などを支援するものです。主な事業内容は、①地方創生を実現するための人材育成では、地域が求める政策を県職員と市町村職員が共に研究する地域政策スクールを実施しました。②女性職員のキャリア形成支援では、女性職員キャリアアップ促進セミナーの開催や育休職員に対し託児サービス付きの研修受講機会の提供を行っています。

成果指標は、対象研修における受講満足度としており90%の目標に対し、実績は89.5%でした。事業の成果と今後の方針ですが、女性職員キャリアアップ促進セミナーの受講者アンケートを見ると、性別にかかわらず広く管理職向けに実施した方が良いとの声が多数見られました。これを踏まえ、今年度は管理職向けにダイバーシティ、アンコンシャス・バイアスに関する研修を実施しました。今後も、年々増加する若手職員や女性職員の人材育成に向け、時代の変化や受講者のニーズを捉えた研修の充実、男女共に早い段階からのキャリア形成支援を進めるなど事業内容の充実を図り、政策県庁を担う人材育成を推進していきます。

次の376ページを御覧ください。

8番の税務業務アウトソーシング推進事業です。この事業は、税務業務を効率化し職員の専門性向上を図るため、補助的業務を中心に県税事務所業務のアウトソーシングを実施するものです。主な事業内容は、普通車及び軽自動車の申告書受付等の業務や申告書等の発送業務及び法人三税等の申告書入力業務の外部委託です。

成果指標は、法人三税未登録法人調査等回数で545回を目標としており、実績は742回

でした。事業の成果と今後の方針ですが、補助的業務を外部委託することにより、未登録法人の捕捉や不申告法人の実態調査等、より専門性の高い業務に専念して取り組むことができました。引き続き外部委託を進め、適正かつ公平な課税の実現を図るための調査業務に重点的に取り組み、専門性の高い税務職員の育成や税収確保に努めていきます。

次に資料番号16番、令和4年度行政監査・包括外部監査の結果の概要について説明します。5ページを御覧ください。

包括外部監査については、1に記載のとおり監査機能の専門性を強化するため、公認会計士等の外部の専門家が監査を実施するものです。令和4年度は3にあるとおり、外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制についてを監査テーマとして、4に記載の着眼点から監査を実施していただきました。

次に5の主な監査の結果ですが、191件の個別の指摘事項をいただきました。最後に6のまとめとして、内部統制には職員が定期的に部署を異動するジョブローテーションの実施が望ましいこと、担当者自身や業務に直接携わっていない上司や同僚による日常的なチェックのほか、社外の人間によるチェックと評価が有効であること、県が策定した不祥事防止チェックリストを活用する際は、相互チェックがなされているか等、実質的な内部統制が効いているかを確認しながらのチェックが重要であることなどに言及されています。また、平成22年度にも外郭団体をテーマに包括外部監査が実施されていますが、今回も当時と同じ指摘を受けたケースがあったことから、監査に対する措置が一時的なものとならないよう、継続的な指導監督やモニタリングが望まれるといった意見を受けています。

6ページを御覧ください。

総務部に関しては、公益財団法人大分県自治人材育成センターについては改善事項1件、勸奨事項7件の指摘をいただいています。

主な指摘事項について説明します。7ページを御覧ください。

1-3について、現金残高を記載した金種表の保管方法について指摘がありました。これは、金種表をパソコン上で上書きして保存していたことにより、過去の特定の日の金種表が確認できなくなっていたものであるため、令和5年1月から、毎日の現金残高記録が残る様式に改めて運用しています。行政監査については、総務部では指摘等がなかったので説明は省略します。

山本行政企画課長 まず初めに、総務部関係の歳入決算額の予算に対する増減額や歳出の不用額など、4項目について一括して説明します。資料番号9番、令和4年度決算附属調書の9ページをお開きください。

最初に、歳入決算額の予算に対する増減額について、主なものを説明します。まず増収となったものについてです。表の左端、科目欄の一番上、県税のうち県民税個人が9,209万9,116円、中ほどの事業税法人が4億7,900万9,974円の増となっていますが、いずれも徴収率が見込みを上回ったことによるものです。

次に、減収となったものについてです。20ページをお開きください。

科目欄の一番上、委託金のうち総務費委託金が6億6,762万9,117円の減で、増減理由欄にあるとおり、参議院議員選挙委託費が6億6,282万9,565円の減となっています。これは、参議院議員選挙経費の国庫委託金を未収繰越としたことによるものです。

続いて、26ページをお開きください。

科目欄の県債のうち、中ほどの農林水産業債が37億4千万円、一つ下の土木債が136億6,900万円とそれぞれ減となっていますが、これは事業費の減や事業を令和5年度に繰り越したため、令和4年度に県債の発行を行わなかったことによるものです。

次に、31ページを御覧ください。

不用額について主なものを説明します。科目欄の上から5行目、総務費総務管理費の6番目、財産管理費が2,329万6,700円となっていますが、これは県庁舎管理事業の光熱水費等が見込みを下回ったこと及び経費の節減によ

るものです。また、一つ下の県庁舎別館及振興局費2,624万6,557円については、振興局運営費の需用費等が見込みを下回ったこと及び経費の節減によるものです。また、科目欄の下から7行目、徴税費の賦課徴収費2,135万9,013円については需用費、役務費及び償還金が見込みを下回ったことによるものです。また科目欄一番下、選挙費の地方選挙費8,200万1,520円については、地方選挙執行経費の市町村交付金等が見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、38ページを御覧ください。

科目欄の上から3行目、災害復旧費の一番下県有施設災害復旧費6,524万5,208円については、県有施設等災害時緊急対応事業費の工事請負費が見込みを下回ったことによるものです。

次に、41ページを御覧ください。

収入未済額についてです。左端の科目欄の一番上、県税が8億400万1,818円となっています。主な税目については、科目欄の上から3行目、県民税個人の5億7,353万3,476円、その4行下の事業税法人1億1,178万4,159円で、主に税務調査による修正申告や更正処分に伴うもので、課税の際に既に破産や資金繰りの悪化などによって、納付が滞っているものです。また、科目欄の中ほどの不動産取得税2,761万5,308円については、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難となった納税者に対し、徴収猶予を適用していることが主な要因です。その3行下の自動車税4,110万1,754円については、生活状況が厳しく納付が困難な納税者がいることなどが主な要因です。

次に、51ページを御覧ください。

不納欠損額についてです。左端の科目欄の一番上にあるように、県税が7,860万8,013円となっています。不納欠損額の主な税目は、県民税個人が6,563万7,115円となっています。不納欠損処分の主な理由としては、納税資力がいないことによる滞納処分の執行停止から3年が経過したことによるものです。

続いて、行政企画課関係の歳出決算の状況について説明します。タブレットの資料番号10番、令和4年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の10ページを御覧ください。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は2億9,962万4,518円となっています。主な内訳としては事業説明欄の一番上、給与費2億1,526万3,585円で、これは行政企画課及び県有財産経営室職員31人分の給与費です。また、上から3番目の外部監査費1,395万4,382円は、包括外部監査の実施に要した経費です。

足立知事室長 知事室分について説明します。決算事業別説明書の9ページを御覧ください。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は1億8,080万8,200円です。主な内訳としては表右側の事業説明欄の一番上、給与費が1億4,234万1,847円となっており、知事、副知事及び知事室職員13人分の給与費です。その下、秘書事務費の決算額は2,294万4,988円となっています。これは、知事、副知事の用務及び秘書用務に係る旅費等の経費です。

渡辺県有財産経営室長 県有財産経営室分について説明します。決算事業別説明書の11ページを御覧ください。

第2款第1項第7目財産管理費の決算額は、表の右上にあるとおり3億7,504万8,097円となっています。主な内訳として、事業説明欄の一番上、県有財産維持管理費3億2,636万4,139円は、県有財産所在市町村交付金などに要した経費です。

次の12ページを御覧ください。

第8目県庁舎別館及振興局費の決算額は、表の右上にあるとおり1億674万1,777円となっています。これは総合庁舎管理費において、清掃等各種保守管理委託料など総合庁舎の運営に要した経費です。

続いて、16ページを御覧ください。

第8款第1項第4目営繕費の決算額は、表の右上にあるとおり23億5,925万9,581円となっています。これは県有建築物保全事

業費であり、こちらは別資料で説明します。

資料番号17番、決算特別委員会資料（総務部）の3ページを御覧ください。

本事業で保全工事を実施した、主な箇所を示しています。表の1番、豊後大野総合庁舎の大規模改修工事や5番、農林水産研究指導センター水産研究部の内部改修工事など、県有建築物保全計画に基づいた、県有施設等の保全工事に要した経費です。

清水電子自治体推進室長 電子自治体推進室分について説明します。資料番号10番、決算事業別説明書にお戻りいただき11ページを御覧ください。

第2款第1項第6目会計管理費の決算額は、表の右上にあるとおり1,024万5,327円となっています。これはキャッシュレス対応推進事業費において、支払手段の多様化による県民の利便性向上及び県の業務効率化のため、公金の窓口収納に係るキャッシュレス対応の推進に要した経費です。

次の12ページを御覧ください。

第2項第1目企画総務費の決算額は1億6,311万2,030円です。主な内訳としては事業説明欄の一番上、給与費1億5,268万369円で、これは電子自治体推進室職員22人分の給与費です。

次の13ページを御覧ください。

第2目企画調査費の決算額は4億6,471万7,776円となっています。主な内訳は、事業説明欄の一番下、次世代型情報システム基盤整備事業費2億830万4,217円ですが、これは業務システム間のデータ連携を共通化、集約化するシステムの構築に要した経費です。

次の14ページを御覧ください。

第4目電算管理費の決算額は、表の右上にあるとおり9億7,402万3,572円となっています。主な内訳は、事業説明欄の上から4番目、電子計算組織運営費3億3,533万1,599円です。主に県税、給与、職員間の情報共有等の各システムを動かすために必要となるサーバの賃貸借及びクラウド利用に要した経費です。

河野県政情報課長 県政情報課分について説明します。決算事業別説明書18ページを御覧ください。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は、表の右上にあるとおり1億8,500万7,369円となっています。これは県政情報課と法務室及び公文書館職員26人分の給与費です。次に、第4目文書費の決算額は1億4,638万8,792円となっています。主な内訳として事業説明欄の一番上、文書収発・浄書集中管理費6,789万1,333円は、公文書の收受、発送、浄書に要した経費です。

井下審議監兼人事課長 人事課分について説明します。決算事業別説明書20ページをお開きください。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は、表の右上にあるとおり51億5,739万6,494円となっています。主なものは、事業説明欄の給与費の超過勤務手当と退職手当となっており、どちらも知事部局等の職員分を人事課で一括計上しています。その下、第2目人事管理費の決算額は1億3,121万5,832円となっています。主な内訳ですが事業説明欄の一番上、人事事務費6,665万4,563円は、人事課会計年度任用職員の報酬や人事給与及び人事事務の運営に要した経費です。

次の21ページを御覧ください。

第3目職員厚生費の決算額は1億8,164万3,573円となっています。主な内訳ですが事業説明欄の一番上、健康管理事業費8,366万3,641円は、職員の定期健康診断等に要した経費です。

次の22ページを御覧ください。

第9目恩給及退職年金費の決算額は490万5,591円となっています。これは、昭和37年の共済制度発足以前に退職した方やその遺族に対し、年金にあたる恩給を支給するものです。その下、第10目諸費の決算額は2,111万849円となっています。これは、職員住宅の維持管理等に要した経費です。

高木財政課長 財政課分について説明します。決算事業別説明書23ページを御覧ください。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は、表の右上にあるとおり2億1,717万8,478円となっています。主な内訳としては事業説明欄の一番上、給与費1億8,857万895円であり、財政課職員26人分の給与費です。次に、その下の第5目財政管理費の決算額は3,732万7,845円となっています。主な内訳としては予算編成、財政実態調査及び財政報告経費2,032万7,845円となっています。これは、予算編成や各種財政調査に要した経費であり、予算編成システム及び新公会計システムの管理等委託料などとなっています。

次の24ページを御覧ください。

第2項第2目企画調査費の決算額は3億2,301万5,672円となっています。これは社会経済の再活性化等の財政需要に備え、おおい元気創出基金に積み立てたものです。

続いて、第12款第1項第1目元金です。決算額729億7,754万4,380円と、次の25ページ、第2目利子の決算額45億9,513万1,907円については、県債の償還に必要な元金及び利子を公債管理特別会計へ繰り出すほか、市場公募債の満期一括償還に備えて減債基金へ積み立てるものです。

また、第3目公債諸費の決算額1億3,522万5,462円ですが、これは市場公募債などの発行に伴って、金融機関等に支払う手数料などです。

次の26ページを御覧ください。

第13款第1項第1目積立金の決算額は53億9,433万497円となっています。これは財政課所管の四つの基金に運用利息の積立てを行ったほか、令和3年度決算剰余金の一部を条例に基づき財政調整基金及び減債基金に積み立てるとともに、令和4年度3月補正予算で今後の県有施設の計画的な保全等に備え、県有施設整備等基金に積立てを行ったものです。

その下、第14款第1項第1目予備費です。予備費充当額は事業説明欄の右端にあるとおり3,251万4,071円です。個別の充当額については、各部局の事業課において計上しています。

次の27ページを御覧ください。

公債管理特別会計についてです。この特別会計は、借換債の発行額が年々増加をしていく中で、一般会計の実質的な予算規模を把握するとともに、公債費の経理を明確化することを目的として設置されているものです。

この特別会計の令和3年度決算のうち財政課分ですが、まず第1款第1項第1目元金は決算額1,282億3,954万4,380円で、その下、第2目利子の決算額は45億9,509万5,238円です。元金の事業説明欄の上から2番目、元金(借換債分)544億3,700万円は、令和4年度に借換えを行ったもので、その他は一般会計からの繰入金及び減債基金繰入金を財源として県債の元金償還と利子の支払を行ったものです。

一番下、第3目公債諸費の決算額は4,204万9,517円となっています。これは借換債の証券発行に係る手数料や償還時の支払手数料などです。

岩男税務課長 税務課分について説明します。決算事業別説明書の28ページを御覧ください。

第2款第3項第1目税務総務費の決算額は、表の右上にあるとおり12億4,826万1,915円となっています。これは県税の賦課徴収に従事している税務職員187人分の給与費が主なものです。その下、第2目賦課徴収費の決算額は36億6,595万987円となっています。主な内訳としては、事業説明欄の一番上、県税事務運営費12億661万9,258円ですが、法人二税等の還付金である償還金利子及び割引料が主なものです。その下、県税徴収事務費20億8,851万8,127円ですが、個人県民税を徴収した市町村に対し、地方税法に基づき交付する県民税徴収取扱費が主なものです。

次に、30ページを御覧ください。

第13款第2項第1目地方消費税清算金の決算額は445億6,716万2,431円となっています。これは本県に納入された地方消費税を配分割合に応じて、他の都道府県へ支出するものです。

次に、32ページを御覧ください。

第7項第1目地方消費税交付金の決算額は281億8,232万7千円となっています。これは清算後の地方消費税相当額の2分の1を県内の市町村に対し、市町村の人口及び従業者数で按分して交付するものです。なお、それぞれの交付金の市町村別の交付状況については、35ページから41ページに記載しています。

曾根田市町村振興課長 市町村振興課分について説明します。決算事業別説明書42ページを御覧ください。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は、表の右上にあるとおり3,778万9,813円となっています。これは、市町村振興課職員26人のうち5人分の給与費です。その下、第8目県庁舎別館及振興局費の決算額は11億5,264万2,727円となっています。内訳としては事業説明欄の一番上、給与費10億7,936万7,078円は振興局職員149人分の給与費です。その下、振興局運営費7,327万5,649円は振興局の運営に要した経費です。

次の43ページを御覧ください。

第2項第2目企画調査費の決算額は128万5,280円となっています。これは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく、過疎地域の振興対策の推進に要した経費です。その下、第4項第1目市町村連絡調整費の決算額は2億5,914万1,801円となっています。主な内訳としては事業説明欄の一番上、給与費1億2,899万700円は市町村振興課職員19人分の給与費です。上から2番目、市町村行政基盤拡充事業費5,117万6千円は、市町村における権限移譲事務の執行に要した経費です。

次の44ページを御覧ください。

中ほどの第2目自治振興費の決算額は4億7,700万4,571円となっています。これは、公益財団法人大分県市町村振興協会に対する全国自治宝くじの収益金交付などにかかる経費です。

次の45ページを御覧ください。

第5項第1目選挙管理委員会費の決算額は1,666万6,344円となっています。これは、市町村振興課職員2人分の給与費と選挙管理委員4人分の報酬など委員会の運営に係る経費です。その下、第2目選挙啓発費の決算額は1,748万6,599円となっています。これは常時啓発である、明るい選挙推進事業費や昨年7月に執行された参議院議員通常選挙及び今年4月に執行された統一地方選挙の臨時啓発等に要した経費です。

次の46ページを御覧ください。

第3目地方選挙費の決算額は1億9,447万480円となっています。これは、今年4月に執行された大分県知事選挙及び大分県議会議員選挙のうち、令和4年度の執行管理に要した経費です。なお、地方選挙費は令和5年度の執行が約3億9千万円あることから、合計すると約5億8千万円となります。その下、第4目参議院議員選挙費の決算額は6億4,179万533円となっています。これは、昨年7月に執行された参議院議員通常選挙の執行管理に要した経費及び今年4月に執行された参議院議員補欠選挙のうち、令和4年度の執行管理に要した経費です。なお、参議院議員補欠選挙は令和5年度へ6億6,150万7千円を繰り越して執行しています。

前田総務事務センター所長 総務事務センター分について説明します。決算事業別説明書47ページを御覧ください。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は、表の右上にあるとおり3億7,348万1,451円となっています。主な内訳としては事業説明欄の一番上、給与費6,098万1,649円については、当該センター所属職員8人分の給与費です。その二つ下、職員管理費2億3,281万円については、対象となる児童を養育する知事部局及び各種委員会の職員に対し、当該センターで支給した児童手当となっています。その下、総務事務システム改修事業費2,085万5,285円については、会計年度任用職員の共済組合加入に伴う総務事務システムの改修に要した経費です。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し私から指名を受けた後、自席で起立の上マイクを使用し簡潔かつ明瞭に答弁願います。

事前通告が6名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

吉村委員 決算事業別説明書の45ページになります。選挙費の選挙啓発費についてですが、選挙における投票率の低下が続いており、それが深刻な問題となっていると思います。18歳からの選挙権が始まっていますが、特に若い方の投票率がなかなか上がらないことも課題だと思います。

また、高齢者や障がい者等が投票に行きやすい方法を支援する形でも、いろんな検討を市町村とも連携しながら行っているのだろうと思いますが、そういう中での啓発について、その内容と成果についてあえて伺います。それから投票率が低い状況をどう分析し、投票率向上のためにどのような取組をしているのか、また検討されているのかについて伺います。

曾根田市町村振興課長 選挙啓発の取組内容等についての御質問です。

昨年行われた参院選、あるいは今年4月の選挙では、新有権者による街頭啓発をはじめとして新聞広告、横断幕、立て看板、それから駅前等への広告等での啓発、さらには人気アニメ声優を起用した動画を作成してテレビCMやYouTubeで発信するなど、若い方を意識しながら様々な啓発を実施しました。

選挙後に行った調査では、知事選あるいは県議選があることを知っている人が94.8%と、一定の広報成果はあったと考えています。また投票率も知事、県議選においては、前回投票率を2ポイントから4ポイントほど上昇しています。しかし、委員御指摘のとおり長期的には投票率は低下傾向にあり、特に25歳以下の若い世代の投票率が30%程度と非常に低い状態にあります。

調査したところ、選挙に行かない理由として興味がないからと答える人が最も多く、選挙日

程を周知するだけでなく、選挙の意義や投票に行くことの大切さを知ってもらうことが非常に大事だと認識しています。全国の意識調査結果を見ると、学校で選挙に関する授業を受けた人は、受けていない人よりも投票率が一定程度高いとするデータがあるので、市町村選挙管理委員会と協力して小中学校、高校等に選挙の出前講座をしており、その拡充を図りながら地道にしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

さらに選挙の啓発については、さきほど若い方の投票率が低いとの指摘もいただきましたが、SNSの有効活用などによって、より有効で効果的な広報となるよう、様々な方の意見も聞きながら、これからも啓発を実施していきたいと考えています。

吉村委員 ありがとうございます。投票率の低下において、その向上のために質疑をしました。もちろん啓発もあるし、市町村と連携しながら高齢者や障がい者等の移動支援や期日前投票所を増やしていくこともあるでしょう。障がい者や高齢者等のために投票所をバリアフリー化するとか、よく投票所の雰囲気为重苦しいといった声も聞きます。また、若い人たちに対しては、主権者教育も大事なのではないかと随分言われています。そういう投票率の向上のために今、行政をお願いしましたが、私自身も議員という立場で考えれば、いかに政治を、また議会を身近に感じてもらえるのかを常日頃から自分自身で発信したり、意見交換したりと、そういう意味での議会改革的なことも非常に大事だろうと、その責任の一端は議員である私自身にもあると思ひています。

そういう意味で、決意表明的になるとこの場ではおかしいですが、今後も自分でもそういう形で県民や住民の方に、政治や議会を身近に感じてもらえる努力をしていきたいと思ひます。行政でもしっかりと投票率の向上とあわせて、政治への関心や身近に感じてもらえる取組を、ぜひよろしくお願ひします。

猿渡委員 3点質問します。

まず、マイナンバーカードについてです。大分県での取得率、セキュリティ対策について御

説明ください。

2点目は、県職員の長時間勤務についてです。各部局の長時間勤務の状況はどのようになってくるのか。長時間勤務が多い部局の状況、多忙の原因などについて、その解消に向けての今後の取組についても御説明ください。

3点目は、納税緩和措置である徴収の猶予、換価の猶予、換価の猶予の職権型あるいは申請型、滞納処分の停止件数はどうか。積極的に周知することが大切だと思いますが、どのように周知しているのか。相手の状況をよく聞きながら、個別の状況に応じた丁寧な対応が必要かと思ひますが、その点をどのように取り組んでいるのか御説明ください。

清水電子自治体推進室長 それではまず、マイナンバーカードの大分県での取得率、それからセキュリティ対策について説明します。

大分県内のマイナンバーカード保有率は、今年9月末時点ですが74.76%です。ちなみに全国は72.49%です。

続いて、セキュリティ対策についてですが、まず、カードに内蔵されたICチップ——裏側に付いていますが、そのICチップについては税や年金といった情報は入っていません。不正に情報を読み出そうとした場合、ICチップ自体が壊れる仕組みになっています。そして、オンラインで利用する場合については、当然本人しか知らない暗証番号の設定が必要であり、その暗証番号を一定回数間違えるとロックがかかる仕組みになっています。仮に紛失や盗難があっても、コールセンターに電話連絡すれば24時間365日体制で利用の一時停止が可能となっています。

井下審議監兼人事課長 2点目の職員の時間外勤務についてお答えします。

少子高齢化により、官民共に人材確保が困難となる中で、限られた人材資源の中で多様化、高度化する県民ニーズに応えるためには、全ての職員が仕事と家庭生活を両立しつつ、健康で充実感を得ながら働くことができる職場環境づくりが重要であると考えています。そうした考え方の下、令和4年3月に大分県庁働き方改革

基本方針を定め、業務の見直しやDXによる業務効率化等の取組を進めています。こうした取組の結果、令和4年度の職員1人当たりの時間外勤務時間は月16.2時間となっており、令和3年度と比べて0.2時間減少しています。

部局別には、新型コロナ対応を行う福祉保健部が最も多く、月24.4時間となっています。昨年度はコロナ禍で第7波、第8波がお盆明けと正月明けに、それぞれ1日の新規感染者数が4千人という大幅な増加になったものの、正規職員の定数増や会計年度任用職員、派遣職員の増員、患者移送業務等の外部委託、疫学調査等事務手続の電子化などを行った結果、令和3年度と同程度の水準に抑えることができました。

次いで土木建築部が月21.1時間となっており、主な要因としては昨年9月の台風第14号に係る災害関連業務となっています。迅速な応援体制の整備、あるいは積算業務や施工管理業務など委託範囲の拡大による負担軽減、さらにはWebを活用した遠隔臨場といった土木現場でのDX、そういったものを導入して業務改善や効率化を進めた結果、昨年度に比べて0.2時間の減少となっています。

引き続き部局長、所属長のマネジメントの下、働き方改革を進めていきます。

岩男税務課長 県税の納税緩和措置等についてお答えします。

令和4年度における納税緩和制度の適用件数についてですが、徴収猶予が486件、換価の猶予が55件、そのうち職権による猶予が26件、申請による猶予が29件、滞納処分停止が304件となっています。

納税緩和制度の周知については、県のホームページや納税通知書に同封するチラシへの掲載のほか、リーフレットを作成して県税事務所の窓口を設置し、納税相談の際にそれぞれ個々の事情を十分お聞きしながら、制度の概要や必要な書類等について説明を行っています。

猿渡委員 ありがとうございます。税の徴収については、徴収率を上げることは大変大事ですが、今県民の皆さんの暮らしは大変な物価高の中、あるいは不安定雇用が増えている中で厳し

い状況なので、無理のない徴収と丁寧な対応を重ねてお願いしたいと思います。

マイナンバーカードについては基本任意なので、強制にならないようにすべきだと考えています。

長時間労働の関係ですが、福祉保健部と土木建築部の平均時間外勤務状況の報告が今ありましたが、こちらに80時間超えが何人いるのか100時間超えが何人いるのか、その点が分かれば教えてください。

それと要望になりますが、婦人相談員について正規職員化が必要だと考えています。女性支援法が来年4月から施行されますが、この婦人相談員の名称も女性相談支援員と変わります。今、非正規雇用の方が大変難しい状況の中で対応いただいていると思うんですね。コロナ禍でDVが増え、雇用が不安定な方が多く女性の貧困が広がっている大変難しい状況があります。そういう状況の中で、この婦人相談員の仕事の重要性が高まっていると思うので、ぜひ今後に向けて婦人相談員の正規職員化、大変難しい重要な対応を迫られる部署であり、正規化が必要だと考えているので、よろしくお願いします。

数字は、もし分からなければ後で結構ですが、御答弁ください。

井下審議監兼人事課長 すみません、今持ち合わせていませんので、後ほど報告します。

守永委員 2点ほどお尋ねします。

まず一つがキャッシュレス対応推進事業費についてです。決算事業別説明書の11ページ、主要な施策の成果375ページに書かれていますが、事業の成果等の欄に令和4年度14か所にキャッシュレス機器を導入したとあります。記載された数字を追うと20か所と読めますが、お話を伺うと19か所だったので、一つ重複しているのだと思いますが、試行運用を行ってきたとのことですが、現場で生じたトラブル対応等のノウハウを蓄積するとともに、庁舎内での公金収納窓口の集約の検討を行ったとあります。トラブルの特徴的な事例や対応、窓口集約の検討状況等について伺います。また、キャッシュレス機器の利用状況について、どうい

う実態なのかを教えてください。

次に超過勤務についてですが、決算事業別説明書の20ページに超勤手当について書かれています。人事課が統括して管理をしていると伺っていますが、給与費の中の超勤手当、退職手当の欄にある48億円余りの内訳を予算ベースとあわせて教えてください。また、パソコンの稼働状況で届出実績と異なる場合の調整が行われてきていると思いますが、調整を行った実態が把握できているのか、教えてください。

清水電子自治体推進室長 キャッシュレス対応推進事業費についてお答えします。

キャッシュレス対応については、試行運用によってトラブルやノウハウの蓄積を行っています。トラブルの特徴的な事例としては、本庁には納付窓口を集約して、本館1階に納付センターを設置していますが、申請者が手続所管課で申請内容の審査を受ける前に来てしまう事例もありました。窓口集約に伴う申請フローの周知不足だと思っているので、そこは周知徹底をしていく。また、キャッシュレスと現金の併用を不可としています。窓口において一部をキャッシュレス決済で、一部を現金で支払う形ですが、収納の時期がずれてしまうこともあって、これは手続としてできない取扱いとしています。こういった運用面での周知徹底は、利用者に対して図らないといけないと思っています。

そのほかに自動釣り銭機がありますが、釣り銭機が詰まる事例もあるので、そういった場合はコールセンターに連絡し、遠隔ですがコールセンターがすぐに対応いただいております。特にトラブルとなった事例、時間がかかった事例はありません。

窓口集約の検討については、本庁の本館と新館において納付窓口を集約し、納付センターを設置しています。別館においては、今年度中に設置をする予定です。

キャッシュレス機器の利用状況についてですが、キャッシュレス決済の利用率は10%程度となっています。県の行政手続においては法人関係の手続が多く、証紙をあらかじめ購入して

使うケースが多く、法人カードを持っている法人が余り多くないので、その分でキャッシュレスの利用率自体は上がらないようです。手続によっては、例えば個人が払うものについてはキャッシュレス利用率が高いものもあるし、低いものもあるので、総じていくと10%程度です。この利用率自体はこの程度かなと思いますが、利用率自体が低くても導入機器が結構安価で導入できるので、費用対効果は1を上回ると我々は見えています。

各所属に端末を設置して、これまでの手書きの領収書から端末に出力されるレシートに代替できると、帳簿の電子管理などで業務効率化を図れることも大きなメリットだと考えているので、一概に利用率だけではないと思っています。さきほどD評価になっていましたが、これは県民の皆さんが全ての手続においてキャッシュレスでもできることを、平均すると10%ですが確保できるので、大変重要な取組だと考えています。令和6年度には全ての納付窓口でキャッシュレス対応の開始を予定しています。全庁展開を機に、県民の皆さんに大々的なお知らせしていきたいと考えています。

井下審議監兼人事課長 2点目の時間外勤務手当額並びに時間外勤務の実態についてお答えします。

令和4年度の時間外勤務手当額は、当初予算額14億2,267万8千円に対して、決算額15億9,945万2千円となっています。当初予算については、災害や感染症対応などの臨時的要素は勘案せずに、過去の平均的な実績を踏まえて、毎年14億円余りをベースとして計上しています。執行見込額が当初予算額を超えると見込まれるときに、適宜補正をかけている状況です。また、時間外勤務の適正管理にあたり事前命令、事後確認を徹底しています。上司が事前に命令した時間と職員のパソコンの稼働時間に乖離がある場合には、上司が翌日その理由を本人に確認を行った上で、必要に応じて命令時間の補正を行う事後確認を行っています。システムにおいて、職員ごとに事前命令時間と事後に補正した時間が2段書きで記録されてお

り、その実態が把握できる仕組みになっています。

日々、所属において乖離時間の確認は行っていますが、事後確認が十分できていない所属に関しては、人事課が部局を通じて勤務実態の確認を行い、時間外勤務命令の補正、業務の平準化や効率化など、必要な対策につなげています。**守永委員** ありがとうございます。キャッシュレス対応は、非常に利便性が高いとは思いますが、なかなか最初はどこにどう行っているのか、直接機械のところに行っているのか分からないこともあるのだと、今話を聞いて分かりました。そういった最初の手順や手続の徹底をお願いしたいと思います。また、やはり機械に慣れていない方もいるので、そういった方にきちんと慣れていただくまでのフォローもしっかりお願いしたいと思います。

あと超勤の実態調査等についてですが、例年平均的な超勤時間を想定して予算編成し、激変する様子があれば、補正をかけるやり方でされていますが、実態そのものをきちんと把握することがこれから超勤を縮減していく、若しくは超勤をカバーするための人員を増やしていく、若しくはそれぞれの所属に定数をどう配置するかを考えていく上で、大事だろうと思っています。実態がしっかりと把握できるように工夫を凝らしていただきたいと思うし、どうしてもこういう状況があって気付かないことなども想定しながら、それに対する善後策を考えていくことが必要だと思うので、そういった点での取組をお願いします。

ちなみに、こういうケースが実態として抜けてしまうのではないかという、想定した事例があれば教えてください。

井下審議監兼人事課長 時間外勤務に関して、把握という点で貴重な御意見を伺ったと思っています。

実態そのものを把握していくことが非常に大事だとお話がありましたが、平成30年にそのような声を受けて、勤務時間管理システムを導入しています。これは職員一人一人に配備されているパソコンの電源のオン、オフの時間をそ

のままきちんと記録しておくもので、このシステム上で記録された時間と上司が命令をした時間との差が乖離となって表れるので、それもシステム上で分かります。その差を埋める前提で、上司がきちんと翌日には確認を行っていくことで、捕捉についてはできていますが、例えば上司が出張や不在の際に、確認が2、3日遅れることがないように、そういう場合にはさらにその上司が職員の確認を行っていくと。そういうことできちんと把握して、上司から命令を受けた時間外勤務に関しては、手当として職員が受給する。そういう形で今後とも進めていきたいと考えています。

守永委員 ありがとうございます。なかなか管理をしていくのは難しいと思いますが、職員一人一人が自分の働いた時間がきちんと記録されないと、担当が替わったときに次の人が迷惑するといった思いも共有しながら、きちんとその実態を届け出る意識を持って働くことも必要だと思うので、職員に対するそういった指導もあわせてお願いできればと思います。よろしくお願いします。

森委員 通告は2点ですが、委員長、1点追加させていただき、3点でお願いします。

まず、1点目についてです。決算事業別説明書の11ページ、県有財産維持管理費について伺います。昨日の会計管理局でも発言しましたが、政策県庁の要となる大手町エリアの県有建築物の今後について少し触れます。昨年の決算特別委員会において、私は同じような質疑をしましたが、その際に関係部局がしっかりと連携して、今後の方針についても検討していくとの話もいただきました。そういう中で、昨日も申したように県庁舎本館は建設から61年、別館は51年、新館についてもちょうど30年という状況です。令和4年度において、今後の保全計画等施設整備方針についてどのような検討が行われたのか、また、どのように対応するのか。公共施設マネジメントを担う総務部に対して伺います。

次に2番目として、主要な施策の成果374ページ、さきほども説明があった県有財産総合

経営推進事業についてです。売却が進んで処分が済めば、その見返りの収入もあるとの話でした。売却後の資産活用について、いろいろ課題があることを地域の方から聞いています。売却契約時点でどのような条件が設定され、売却財産周辺の地域の皆さんにどのような説明がこれまでなされて売却が進められているのか、教えていただきたいと思います。

追加項目としての3番目、これは決算審査に対する措置状況報告書の3ページです。財政運営の健全化について、さきほど総務部長から話がありました。財政健全化についての取組、また、予算を効果的に執行し最大の効果を得るのは当然のことですが、一つ気がかりなのは最近の物価上昇、インフレ局面です。特に恒常的経費ですが、例えば道路の維持や教育予算等になるかと思いますが、そういったものが令和4年度において執行する時点で足りなくなって、事業縮減をしなければならなかったとか、そういった状況があったのではないかと危惧していますが、令和4年度にそういった事業縮減等がなかったのかを伺います。

渡辺県有財産経営室長 私から、まず2点お答えします。

さきほど委員から御指摘のあった県有財産維持管理費については、県有財産の総括的管理に要する経費です。これは主に国有資産等所在市町村交付金等、法に基づく交付金や職員宿舎の維持管理、火災等による県有財産の損害に備えた建物共済保険料等となっています。庁舎の維持管理上必要な経費については、原則としてそれぞれの財産所管課で措置することとなり、県庁舎関係については用度管財課と施設整備課で措置しています。

一方で県有建築物の保全については、公共施設等総合管理指針や県有建築物保全計画に基づき、施設の機能を維持し長寿命化を図ることを目的に、必要な改修工事予算を県有財産経営室で確保して、予防保全を計画的に実施しています。恐れ入りますが、タブレットの資料番号10番、決算事業別説明書16ページを御覧ください。

これが今説明した県有建築物の保全事業費です。限られた予算を執行するにあたり、施設所管課から出された要望を精査して、現地調査を踏まえ、優先順位を付けて保全工事を行っています。県庁舎については施設所管課の要望を踏まえて、機能低下を生じさせないよう保全改修に毎年取り組んでおり、令和4年度は空調設備及びエレベーターの部品交換を実施して、今年度も本会議場の天井及び照明改修、議員出退表示板の改修を予定しています。

県有建築物保全事業については、さきほど述べたとおり、建物の長寿命化と機能維持を目的としており、計画的に予防保全改修をしています。建て替えや政策的な改修の検討にあたっては財産所管課で行うこととなりますが、その際は関係各課と協力し、公共施設マネジメントの視点から適切に助言等を行っていきたいと思います。

続いて、売却に関してお答えします。初めに売却の条件ですが、土地や建物などの県有財産を売却する場合は基本的に一般競争入札を行っており、入札参加の条件として、まず暴力団関係者でないことを掲げています。売買契約をするにあたっては、契約の締結の日から10年間、風営法に規定する風俗営業等の用に供することや暴力団へ所有権を移転することなど、公序良俗に反する使用を禁止することとしています。

もう一つ質疑のあった周辺地域住民への説明についてですが、売却予定物件については、市町村による利用計画や地域住民の要望などを考慮し、事前に物件の所在する市町村に対して利活用の意向を確認しています。市町村での利活用が図られるよう、廃校などの大型物件については、市町村が地域振興などを図るために建物改修を行う場合、建物の解体費相当額を上限に改修費用に対して助成する制度を設け、市町村の利活用を促しています。市町村が利活用を行わないと判断した場合には一般競争入札に向けて移行するわけですが、売却予定物件を事前にホームページで掲載するとともに、現地に看板を設置するなど地域住民への周知を図っています。今後とも市町村と情報交換を行いながら、

未利用財産の利活用を推進していきたいと考えています。

高木財政課長 物価高騰等、県の行政事業等に影響がないかとのことですが、特に部局枠予算、若しくは管理予算等で物価高騰、燃料費及び材料費の高騰等の影響がやはり出ています。ただし、事業執行にあたっては必要額をしっかりと予算措置しており、年度途中でどうしても必要なものについては補正等で対応しています。

特に令和5年度——本年度の部局枠予算、管理予算については、取りあえず前年度と同額を要求しています。ただし、最後の策定の段階で光熱水費や人件費でもろもろの高騰分について、上乘せで予算措置をしており、大体部局枠、管理予算を合わせて7億円を超えるぐらいの額が追加されています。

森委員 まず、県庁舎等について再度伺います。昨年この話で指摘した別館と本館を結ぶ歩道橋等ですが、職員の働き方と言うか、バリアフリーの観点からも、雨降りのときに職員の行き来に支障があるとか、生産性に課題があるのではないかと指摘したと思いますが、それも含めて令和4年度中にどのような検討がされたか、簡潔で結構ですので、教えてください。

県有財産の売却に関してです。これは野津高校の問題もありましたが、私の地元の豊後大野市においても旧三重病院が民間に売却され、今は管理がなされていない状況になっており、財産が引き渡した後にいかされていない状況があると思います。そういった状況についてどう考えるのか、改めて伺います。

財政の状況、インフレや物価上昇局面に対する対応については十分分かりました。ありがとうございます。

渡辺県有財産経営室長 最初に、別館の連絡通路についてです。昨日、会計管理局で答弁があったとおり、渡り廊下については、施設整備課と私ども県有財産経営室も一緒に現地調査を行っています。歩道橋の現状については、今のところ使用上、構造的には問題ないとのことですが、会計管理局からも答弁があったとおり、大分市も都市計画とか、公園等道路整備の中で

いろいろな問題があるので、そこら辺は情報確認を用度管財課が中心となり行っています。

それから、二つ目の財産の有効活用ができていないという問題については、確かに委員御指摘のとおり、旧三重病院に関しては取得後まだ利活用ができていないので、私どもも大変憂慮すべきことだと考えています。売却上、なかなかそういった条件を細かく付けられないこともあって、先方に利活用を促していくしかありませんが、売却についての利活用の条件は、全国的にも各都道府県も悩んでいるので、他の取組なども研究しながら、今後どういうことができるのかを研究していきたいと思っています。

森委員 渡り廊下の部分を象徴的に出しましたが、職員の働きやすさとか生産性の向上とか、また、県民の利便性の向上の観点からも私は支障があると思っているので、また引き続き検討してほしいと思います。

公共財産の売却後の利活用、これは大きな課題だと思いますので、引き続き私自身もテーマとして取り組んでいきたいと思っています。ありがとうございました。

佐藤委員 決算事業別説明書の21ページです。こころの健康事業費について質疑します。

職員のメンタルヘルスの問題については、今では市町村職員、それから民間企業の職員においても、とても大きな問題になっています。私どもの豊後高田市のような300人程度の職員の中でも、かなり事例が増えてきています。各担当者が良い事例を探して知恵を絞って、そして研修やアンケートを行い、その上で担当者や専門家も含めた相談体制、そういったものもやっています。未然対策としてそういう考えでやっていますが、事例が生じた場合は職員の家族を巻き込んで、病院の医師も一緒になって、そして県の保健師——当然市の保健師もそうですが、そういった方も一緒に入らる中で対応策を行っているのが実態です。

こういった中で、多分県職員に対してもいろんな取組をしていると思いますが、県の取組について事業の実績を説明いただき、特に有効な事業があれば、あわせて説明をお願いしたいと

思います。

井下審議監兼人事課長 ころの健康事業についてお答えします。メンタルヘルス対策はセルフケア、それからラインケア、産業保健スタッフ等によるケアの強化を基本に、相談体制と研修の充実を図りながら推進しています。

まず一つ目のセルフケアについてですが、自分自身のストレス要因が仕事にあるのか、家庭にあるのか、あるいは人間関係にあるのか等について、そのストレスの度合いと一緒にそれが分かるストレスチェックを年に2回、全職員が受検しています。また柔軟な考え方、ストレスとうまく付き合うコツといった、ストレス対処法を身に付けるためのセルフケアセミナーを30歳、40歳、55歳という年の区切りの職員を対象に、今年度は208人が受講しています。

続いてラインケアについてですが、統括推進員あるいは班総括を対象とした研修を開催しています。職員の遅刻や身だしなみの乱れ、仕事のケアレスミスなど些細な変化に気付いて、初期対応を行うことの重要性、あるいは残念ながら病休に至ってしまった職員への復職支援の方法などについて、具体的な事例を用いた研修内容としています。今年度は475人が受講しています。

また、三つ目の産業保健スタッフ等に係るケアについては、ストレスチェックの結果、高ストレスとなった職員に保健師から直接アプローチを行っています。面談、場合によっては専門医等への相談、それから受診にもつなげています。保健師への相談については、1年度間で——これは職員1人当たりが複数回相談する場合があるので、延べにして1,798件、精神科医によるストレス相談については延べ429件、臨床心理士によるカウンセリング相談については延べ55件となっています。一連の取組に関してはメンタル不調者の早期発見、早期対応に非常に有効だと考えています。今後とも、全ての職員が心身共に健康で働き続けられるよう、メンタルヘルスへの取組を推進していきます。

佐藤委員 ありがとうございます。やはりいろいろ対応を考えていかななくてはならないし、

これが正解だということも無いと思います。市町村の職員もいろいろ考えてはいますが、なかなかその辺が——人事関係の各市町村の担当者会議もあるので、そういった場で事例発表や紹介、意見交換などをしていただいて対応策を見付けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

麻生委員 一般会計歳入決算額調べの寄附金について伺います。

約1億円弱、対前年比で半分ほどに減っていますが、寄附の内容——例えば褒章対象の多額寄附を人生の節目にされる方もいるかと思えます。そういった内容についても。また、今年度は寄附金が対前年比較で50%ほど減っている要因について、どのように認識しているのか伺います。

高木財政課長 寄附金については多種多様な寄附があり、寄附の目的によって各部局で——例えば、福祉に充ててほしいのであれば福祉保健部で、産業振興であれば商工観光労働部等で受け入れています。また、それぞれの収入については臨時収入であることから、増減はなかなか見通せません。毎年いただけるものもあれば、そうでないものもある。例えば令和4年度で言うと、令和3年度になかったものとしてはウクライナ避難民の支援のために1千万円弱ほどの寄附金がありました。

そういう中で、増減については1億円ほど減っていますが、大きな要因としては令和3年度中に一口1億円の臨時的な寄附金があって、それが単年度だけの寄附であったことから、正にそれが令和4年度にないので、大きく減っているものと見ています。

麻生委員 私がなぜこれを聞いたかと言うと、最近トリニータのクラウドファンディングでも1億円近くあって、比べると少ないなと思ったし、当然知事室では褒章対象申請者、多額寄附者について毎年把握しているかと思いますが、その件数であるとか——市町村も対象になると思います。あるいは国に対してとか、そういった意味で国、県、市町村といった場合に、県に対する寄附を含めて動向把握は重要ではないか

など。ある意味この寄附金は、大分県政に対する信頼度や期待値のバロメーターではないかなと思っています。

そういう意味で、この寄附金が集まるような県政運営をしっかりとやっていく必要があると思うし、我々県議会としても監視機能をしっかりと発揮しながら、県政の信頼度を高めていく必要があるとの思いで質疑しました。不祥事が多いと寄附は間違いなく減るわけですし、不祥事の件数との関連とか、こういった部分もバロメーターとして何らかの指標をしっかりとつくりながら、一方で寄附文化の醸成も大事でありクラウドファンディング方式といった部分も含めて、これは何らかの制度化、もっとPRもしていく必要があると思っています。

それぞれの部局にとっても、より寄附金が集まるような仕組みとか、あるいは人生の節目や何らかの形で社会貢献をしたいとおっしゃっている方はたくさんいると思うので、そういった受皿となるもの。あるいは啓発について、もっともっとPRしていく必要があるのではないかなと思っています。

ちなみに褒章対象の多額寄附はいくらからとか何かあったら、これはPRの意味でもちょっとお答えいただければと思います。

足立知事室長 褒章制度は知事室で担当しており、国にも紺綬褒章があります。いただいた寄附等についてはきちんと制度の中で、しっかり褒章制度にのっとってやりたいと考えています。具体的には今手元にないので、また後ほどお願いします。

三浦委員長 ほかに事前通告していない委員で質疑はありませんか。

後藤副委員長 せっかくなので、森委員が言われた県有財産の活用について、少し話をしたいと思います。県有財産総合経営推進事業の事業評価がAになっています。物を売るだけでそれを判断するのであれば、それでもいいのかもしれませんが、地域活性化とかで振興局からお金が出て、県がまたその後に地域の活用にとお金をを出しているわけで、5年先、10年先を考えたときに——5年先、10年先なんて誰にも分

かりませんが、社会情勢等のおおよそは人が減るとか、道ができるとか様々分かることもあると思います。

そんな中で事業所者を選定するとか、できることもあるのではないかなと思いつつ、もともと私、旧野津高校については県有財産経営室に売却する前からそんな話もして、結果がこういう形になったというのがあります。もう少し将来性を見越して、その地域の在り方に対して、やはり県有財産を売ったからそれで終わりではなくて、県としても市町村と色々な関わりを持つ中でそんな地域の発展を考えていく必要があるのではないかなと思うし、そこにいろんな責任を持つ必要もあるのではないかなと思うこの数か月だったものですから。そこについて、部長なり県有財産経営室長なり、もし何かあれば話を聞きたいと思って質疑をします。

渡辺県有財産経営室長 県有財産の利活用についての御質問です。

確におっしゃるとおり、さきほどの主要な施策の成果に関しては、未利用財産の売却を進めていく事業であり、その成果指標として未利用財産を売却、若しくは貸付けができたところで判断しています。ただ、さきほどの森委員も質疑されたように、その後の利活用ができていないことになると、やはり地域のためにもならないので、なるべく地域のためになるように、まずは市町村と連携しながら市町村に対し、利用はありませんかと問合せや確認をして売却等を進めています。

さきほども答弁しましたが、売却にあたっての条件はなかなか難しい部分がありますが、我々としてもできるだけ地域にとって利活用できるように進んでほしいと思っているので、今後、どういった形態が取れるのか。また、恐らく他の都道府県も同じ悩みを抱えているので、そういったところも含めて研究していきたいと考えています。

後藤副委員長 ありがとうございます。最後に、要は私が何を言いたかったかと言うと、5年先、10年先、20年先を考えた地域振興を言うときには、絶対に人が減って、よほどのことがな

いと人は増えないと思っています。田舎に人が来るのは、産業がよほど——例えば熊本県のTSMCみたいな大きな企業が来れば別かもしれませんが、やはり地域振興となると企業誘致もなかなか難しい状況だと思っているし、日本社会で人口減少にあらがうのはすごく難しいと思っています。

やはり地域振興を地域の人を考え、その施設を有効活用したい気持ちも分かりますが、どうやったってなかなか難しい。そういう社会情勢とか、地域の状況とかもあると思うので、県有財産の利活用を考えるとやはりもう少し慎重に5年先、10年先の公共、例えばさきほども言った道路の延伸状況とか、今から東九州道の4車線化とか、中九州道の延伸とか、東九州の玄関口とかを言うのであれば、そんな状況も加味して、これからの県有財産の利用を考えたらどうかと。それが地域振興に結果としてつながるのではないかと思ったので、そういう話をしました。

いずれにしても、県民から預かった貴重な税金を活用するわけだから、いろんな方が安心して納得するお金の使い方をしてほしいと、ただそういう思いで質疑をしました。

戸高委員 キャッシュレスの件でお聞きします。さきほど丁寧に試験導入の様子を説明いただいたので1点だけ。収入証紙等は現金で扱っているとのことでしたが、各都道府県でこの収入証紙を廃止の方向で検討しており、既に廃止している状況もありますが、大分県ではどういった検討状況なのかを少し聞かせてほしいと思います。

公金収入のキャッシュレス化対応をするのはいいのですが、業務そのものと言うか、仕組みそのものを変えて電子化する。そこをしっかりと見直して、検討すべきことのひとつとする。収入証紙の廃止も考えられるのではないかと思います。もしそれが分かれば教えていただきたいと思っています。

清水電子自治体推進室長 御指摘の点ですが、方向性として決めているわけではありません。当然業態として実際に証紙を今使われていると

ころもあるし、一定数は必ずいるものですから、そこは状況を見ながら、今後検討していきたいと考えています。

戸高委員 分かりました。総務部だけではなく各部局で、例えば免許センター等も含めてそういった業務自体がもういらなくなるとか、見直しが全体的に多くあると思います。そういったことが、県民の利便性向上の一つの目的でもあるので、しっかり検討いただければと思います。よろしくお願いします。

福崎委員 事前通告なく質疑をして申し訳ありません。私も県有財産について、皆さんとはちょっと違う考え方と言うか、現状を少しお伺いしたいと思います。

まず1点目ですが、未利用財産の現状と大型未利用物件、長期未利用物件について内容を教えていただきたい。

二つ目としては、令和4年度の売却等による収入が2億8,800万円あったとの報告でしたが、売却等ということは売却のみではなく、貸付収入も含まれているのかなと思いますが、その内訳を。売却と、もし貸付けがあれば貸付けの金額がいくらだったのか。あわせて、貸付物件が何件あるのかも教えていただきたい。

それから、維持管理費が総額で3億2,600万円とのことですが、このうち未利用財産に係る維持管理費がいくらなのか、教えていただきたいと思います。また、長期未利用地についてどういった検討しているのか、その検討状況と長期未利用地になっている理由。それから、これまでの長期未利用地にかかった維持管理費について、分かれば教えていただきたいと思います。

渡辺県有財産経営室長 未利用財産についてお答えします。

初めに未利用財産の件数をお答えしますが、令和5年9月1日現在で未利用財産としているのは48件あり、そのうち売却困難物件としているのが——今、売却推進計画をつくっていますが、その前の計画から応札がなく1年以上経過したものが6件、廃止した県立学校などの大型物件が4件、条件整備等に時間を要したもの

が10件で、現計画では未利用財産のうち売却困難物件が約半数の20件あります。

その未利用財産をさきほども説明したように売却と貸付けを行っています。最初に実績ですが、売却は4,500万円です。それから、貸付けは2億4,300万円、合計で2億8,800万円です。貸付けの件数は11件ですが、個別の公表は差し控えます。

それから、未利用財産に関する維持管理の経費については、さきほど売却困難物件で条件整備を行うと申しました。例えば、境界が確定していないものがあり、そういった境界確認の経費、実際売却や貸付けを行うときは時価で行うことになっているので、時価を算定するために不動産鑑定を行う調査経費、付近に看板とか新聞広告を出す広報経費などが含まれています。

未利用財産となった理由ですが、さきほども申した境界確認等に時間を要するものとか、大型物件になるとかなり広大な土地になるので、なかなか公募しても手が挙がらない状況が続いています。こちらについては地元の市町村と連携しながら、さきほどの答弁の繰り返しになりますが、未利用財産が地域で利活用できるような方策を取っていきたいと考えています。

福崎委員 未利用財産の維持管理費は、売却に係る経費ではなくて維持管理するためのお金、使っていない建物を管理するのに、いくらかかっているのか、空き地になっている土地などの維持管理にいくらかかっているのかを聞いたかったです。空き地になっていても、草が生えたりして近隣住民に迷惑をかける部分があるから、定期的な草刈りとか建物の維持管理に経費がかかっているはずですが。それについていくらなのかを聞いたかったです。

それから、長期未利用で一番長いものは何年未利用になっているか、お尋ねします。

渡辺県有財産経営室長 維持管理に草刈り等が37万円ほど含まれています。県営推進事業の中の維持管理費用に含まれています。

それから未利用財産になってから長いもの、どこをベースにするかがありますが、なかなか一番長いものというのが難しいですが、後で精

査をしてお答えします。

福崎委員 今答弁できない分については、未利用物件の一覧表、どこに何年、それに関して維持管理費がいくらかかっているのかを資料として提示するようにお願いしたいと思います。草刈りが37万円、48件の未利用でありながら、37万円しかかかっていないことはあり得ないと思うので、よろしくをお願いします。

三浦委員長 ただいま福崎委員から資料提出の要求がありました。

お諮りします。ただいまの資料を委員会として要求することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、ただいまの資料を要求することに決定しました。執行部はよく調整の上、速やかに提出願います。

井下審議監兼人事課長 さきほど猿渡委員から長時間の時間外勤務の人数についてお尋ねがありました。昨年度、福祉保健部と土木建築部で80時間を超える職員については、福祉保健部が延べ194人、土木建築部が延べ71人です。それから、100時間を超える人数については、福祉保健部が延べ81人、土木建築部が延べ14人です。

渡辺県有財産経営室長 さきほど福崎委員から37万円は少ないと御指摘がありましたが、これは県有財産経営室が売却する場合、当室が持っているものであり、基本的に未利用財産の多くは売却や貸付け等が行われるまでの間、我々が入札の手続は進めますが、各財産所管課で管理する条件でやっています。37万円が未利用財産の維持管理費の全部ではなく、各部局で予算を組んでいるので、そこはお間違えのないように。ちょっと各部局の額がすぐ出せるか分かりませんが、後ほど提出します。

太田委員 通告していないのですが、包括外部監査結果が191件と多かった中で、7ページの1-3の現金残高と現金出納帳の照合ができなかったということで、こういう仕事をしているときに原資記録をどうやって保管するかという規定、内部統制をどうしているか。公益財団法人分県自治人材育成センター以外にもこう

というケースが見られるのか、その辺の監査をどうやっているのか、お尋ねしたいのですが。

山本行政企画課長 包括外部監査の実施方法についての質疑ですが、今回、自治人材育成センター以外でも、同様に経理事務の関係で現金と証拠書類の不都合な点があった団体もあります。そういった点も含めて実際に監査をして、それぞれの団体に対して注意事項なり、指摘事項なりで改善を要求している状況です。

また今現在、そういった団体が改善の措置状況を検討した上で、こちらに回答する形で順次是正措置も求めています。

太田委員 特に仕事上、パソコンを利用することが多いと思いますが、そういう原資記録をパソコン上で書くと、どうしても上書きすれば証拠がなくなってしまう。それと一定期間保管をしていく中で、認識としてその一定期間とは5年なのか10年なのか、そういう曖昧さがあると思いますが、その辺の徹底はどうされているでしょうか。

山本行政企画課長 委員が御指摘のとおり、その団体の内部規程も含めて、そういう規程が整っていないところもありました。そういった団体に対しては、保存期間の規定等もしっかり整備した上で、そういった証拠書類の保管、保存にもしっかりと努めるようにと指摘しています。

（「よろしく願います」と言う者あり）

三浦委員長 ほかに委員の皆様から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 事前通告が1名の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

木田委員外議員 決算事業別説明書44ページ、政策自治体を担う地方創生人材育成事業費の中にある、おおいた徴収カレッジの成果についてお尋ねします。

現況、令和4年度でいいので県民税の収納率、本県は全国都道府県の中で第何位なのかを教えてください。また、このカレッジの開始から――何年度から開始されたかは存じませんが、収納率は何%上昇しているのか。

また、県内市町村に住民税の徴収を委託していると思いますが、県内1位の自治体と最下位の自治体の徴収率はそれぞれいくらなのか、教えてください。また、お尋ねしたいです。

そうした中で、決算でも説明がありましたが5億7,300万円ほど収入未済があるとのこと。収納率向上に向けた今後の取組の工夫ですね、カレッジでの工夫や市町村の徴収体制に対する工夫をどう行うのか等、考え方を教えてください。

曾根田市町村振興課長 個人県民税については、市町村税とあわせて市町村が賦課徴収を行っているので、私からお答えします。

令和4年度の個人県民税の徴収率については、速報値ですが全国順位は6位、率にして98.2%です。2年連続で上昇し、過去最高値を更新しています。おおいた徴収カレッジを開催した前年の平成27年度の徴収率が95.8%で、比較すると2.4ポイント上昇しています。

続いて、県内市町村における個人県民税の徴収率1位は姫島村の99.5%で、最下位は由布市の95.8%であり、その差が3.7ポイントになります。おおいた徴収カレッジについては、座学だけではなく具体的な徴収困難事例の検討、あるいは財産調査についてのロールプレイングを取り入れるなど、より実践的で徴収事務の現場ですぐにいかせる研修に取り組んでいます。初任者、リーダー養成、マネジメントの3階層で実施をしています。

今後の取組ですが、滞納整理に係るマネジメント体制の構築などに取り組む市町村に対し、県徴収職員の派遣を行い、徴収強化を図っています。また、市町村徴収職員の相互併任によって、特に徴収体制の弱い市町村に対して、徴収体制の強化にも取り組んでいます。

今後とも、県と市町村のネットワークの強化、あるいは徴収事務に係るノウハウを共有することにより、市町村徴収職員の人材育成を支援して、貴重な自主財源である地方税の徴収率向上に向けて支援を行っていきたいと思います。

木田委員外議員 ありがとうございます。平成27年度の95%から、かなり上昇して成果は

上がっているとのことですが、全国1位を目指して、まだ頑張っていたきたいと思うので、この徴収カレッジの中になるか分かりませんが、大分市の収納体制モデルを活用するような取組はされているか、お尋ねします。

総務部長が御存じか分かりませんが、令和元年度に総務省の自治税務局長特別表彰を大分市が受けています。中核市でありながら徴収率は99%超えで、さらに時間外を9割以上カットしたことが評価されたのではないかと思います。そうした大分市モデルが活用されているのか、お尋ねします。

曾根田市町村振興課長 議員のおっしゃるとおり、全国で大分県の徴収率が高い中でも、さらに大分市は最も徴収率が高い——固定資産税等、市町村税を全部含めると大分市は徴収率が最も高い団体であり、その取組については非常にシステマチックな徴収活動をしていて、正に大分県の各市町村の手本になると思っています。

さきほどの徴収カレッジの講師でお招きして、ノウハウの伝達をしていただいたこともあり、折に触れてそういった形で県内全市町村の徴収率向上に対して、大分市の事例も活用と言うか御紹介しながら取り組んでいます。表彰されたことについても昨年度に推薦があつて、そういう形で表彰しています。

木田委員外議員 私は収納のスペシャリストをよく存じており、大分県の収納率はまだまだ上げられると。あれをやると上がるんだがと、話を聞いています。あれについては、ちょっと今日は時間がないので、この場では説明できませんから、また別途、あれの話を私からさせてもらえるとありがたいと思います。全国1位の収納率を目指して大分県も頑張っていたきたいと思います。

三浦委員長 ほかに委員外議員で質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 それでは本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 別がないので、これで質疑を終了します。

これをもって総務部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員はお残りください。

〔総務部、委員外議員退室〕

三浦委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの総務部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見や要望事項等があればお願いします。

猿渡委員 要望ですが、さきほど私が要望した婦人相談員の正規化について盛り込んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

三浦委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ただいま、委員からの御意見御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 それではそのようにします。

以上で総務部関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時休憩します。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

後藤副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより生活環境部関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、生活環境部長及び関係課室長の説明を求めます。

高橋生活環境部長 生活環境部の決算について説明します。

タブレットを御覧の際は、画面右下に青い通

知が出たら、タッチすることで該当ページに移動するので、よろしくをお願いします。

それでは、初めに昨年度の決算特別委員会において御指摘のあった案件について、措置状況を御報告します。

タブレットの資料番号13番、令和4年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書について、資料の7ページをお願いします。

(2) 収入未済の解消についての行政代執行費用です。産業廃棄物処理施設等において、生活環境保全上の支障の除去を目的に実施した行政代執行について、令和4年度は計13万2,151円の未収金を回収し、収入未済総額は減少しています。今後も債務者に対し催告を行い、収入未済の解消に努めるとともに、新たな行政代執行事案が発生しないよう、平成23年度から実施している公認会計士を活用した経営監視により、産業廃棄物処理業者の財務状況の正確な把握に努めます。

次に、資料の17ページをお願いします。

(3) 個別事項についての⑤災害対応における高機能共同指令センターの活用についてです。県では現在、県内消防本部が県全域の119番通報を一元的に処理する高機能共同指令センターの整備、運用に向けた取組を支援しています。センターの運用が始まると、全县エリアでの消防、救急、災害情報等も一元的に管理されることから、センターとの情報連携工事を実施し、各消防本部に発せられる指令内容や災害現場の映像等を共有することにより、迅速な初動体制の確立等、災害対応力の強化に努めます。

次に、生活環境部の全般的な決算内容について説明します。

資料番号10番、令和4年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書について、資料の127ページをお開きください。令和4年度歳出決算総括表（生活環境部）です。

決算の総額ですが、表の一番下の欄の歳出合計を御覧ください。予算現額124億2,828万4千円に対して、支出済額が117億2,022万1,813円、翌年度繰越額が4億3,662万円、不用額が2億7,144万2,1

87円となっており、予算現額と支出済額との比較は7億806万2,187円となっています。決算全般事項については以上です。

続いて、令和4年度における主要な施策の成果について、生活環境部関係の主要な事業を説明します。

資料番号11番、大分県長期総合計画の実施状況について、主要な施策の成果（事務事業評価）の66ページをお願いします。

上から2番目の「山の日」レガシー推進事業です。事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、令和3年度山の日記念全国大会のレガシーとして、豊かな自然を守り、次の世代に引き継ぐための取組を展開するものです。コロナ禍で高まったアウトドア需要を誘客につなげるため、アウトドア情報に特化したホームページを開設するとともに、団体による自然環境保全活動への支援を行いました。

事業の成果や今後の方針ですが、ホームページの開設が3月中旬となったものの、サイトのアクセス数はおおむね目標を達成しており、県内外に本県のアウトドアの魅力を発信することができ、自然保護団体の活動も促進されました。今後は、発信する情報のさらなる充実とともに、県民の自然環境保全意識の向上も図っていきます。

72ページをお願いします。

上から3番目、廃棄物不法投棄防止対策事業です。事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、不法投棄された廃棄物の撤去や不法投棄の再発が懸念される箇所における不法投棄防止用フェンスや監視カメラ設置による再発防止対策のほか、市町村が実施する監視や啓発活動等の支援を行いました。

事業の成果や今後の方針ですが、こうしたフェンスの設置等により不法投棄の再発防止に成果が得られたと考えています。今後も、引き続き再発防止対策に取り組むほか、不法投棄対策事業に取り組む市町村への支援を実施します。

84ページをお願いします。

一番上、おおいとうつくし作戦推進事業です。事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、美

しい自然と快適な地域環境を将来の世代へ継承するため、おおいたうつくし作戦を展開するものです。環境イベントの実施や地域活性化につながる、おおいたうつくし推進隊の環境保全活動を支援しました。

事業の成果や今後の方針ですが、うつくし大行動参加人数については、うつくし推進隊等の支援に取り組んだことに加え、コロナ禍で落ち込んでいた集団での清掃活動が復活し、目標値をおおむね達成しました。今後も、うつくし推進隊等が行う環境教育や環境保全活動などを支援し、県民の環境美化意識のさらなる向上を図ります。

94ページをお願いします。

一番上、優しいマナーと思いやりの運転県おおいた推進事業です。事業概要や主な事業内容ですが、本事業では、啓発動画の制作や発信等による横断歩道でのマナーアップの促進と、若年層を対象とした自転車の交通安全教育、高齢者を対象とした交通安全体験講座を全市町村で行うなど、交通事故の状況や世代に応じた交通安全対策を実施しました。

事業の成果や今後の方針ですが、高齢者を対象とした体験講座において、自らの運動能力に応じた慎重な運転を促すなどして、効果的な交通安全指導と啓発に努め、目標を達成しました。今後も、引き続き高齢者の交通安全対策の充実を図るとともに、世代に応じた対策を効果的に進めます。

次に、104ページをお願いします。

上から2番目、「安心はおいしいプラス」認証制度推進事業です。事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、飲食店での新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、パーテーションや消毒設備の設置等の基準を基に認証を行うとともに、認証制度の質を担保するため、巡回指導を実施するものです。

事業の成果や今後の方針ですが、認証基準の遵守のため、認証取得施設への巡回指導を行うとともに、毎月啓発資料を送付することで目標を達成しています。なお、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことに

伴い、本認証制度も廃止となったので、当該事業は終了となります。

次に、126ページをお願いします。

上から3番目、小規模給水施設水源確保等支援事業です。事業概要や主な事業内容ですが、本事業は小規模集落等の水問題を解決するため、積極的に水源確保等に取り組む市町村を支援するものであり、令和3年度繰越しとなった12集落について、給水施設の整備に対する補助を行いました。

事業の成果や今後の方針ですが、繰越しを含め、令和元年度から4年度までに6市町47集落について整備支援を行ったものです。なお、令和4年度からは、新たに小規模集落等水源整備支援事業として、引き続き市町村が小規模集落における水問題の解決を図れるよう支援を行っています。

次に、142ページをお願いします。

上から2番目、防災テクノロジー活用推進事業です。事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、AIやドローン等の先端技術の活用を検討・推進し、防災行政のさらなる高度化を図るものです。

事業の成果や今後の方針ですが、防災テック検討会での意見等を踏まえ、県災害対応支援システムとSNS情報収集システムとの連携改修等を行い、目標を達成しました。今後も自然災害への対応力を強化するため、ドローン映像の撮影、共有体制の構築や衛星データの活用に係る調査、研究等に取り組みます。

次に、268ページをお願いします。

一番上の、女性が輝くおおいたづくり推進事業です。事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、女性が活躍でき、男女が共に働きやすい社会の実現を図るため、働く女性等のニーズに対応した支援のほか、企業、女性、家庭における意識改革を促すセミナー等を実施するものです。

事業の成果や今後の方針ですが、コンサルタントの派遣や優良事例の紹介等を通じて、女性の活躍推進に対する企業の意識や意欲が向上し

たことにより、目標を大幅に上回って達成しています。今後も、女性の登用促進や働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、引き続き無意識の思い込みへの気付きを促す取組を実施します。

次に同じ268ページの一番下、私立学校理工系女子育成支援事業です。

事業概要や主な事業内容ですが、本事業は、女性の活躍を推進するため、女子生徒が理工系分野への興味や関心を高める機会を提供するイベント等を実施するものです。

事業の成果や今後の方針ですが、女子生徒を対象に理工系の身近なロールモデルと直接触れ合えるバスツアーや交流会等のイベントを開催し、多数の生徒が参加しました。さらに、SNSを活用して企業や大学で活躍する先輩のメッセージを発信し、理工系選択者の拡大を図ることで、目標を達成しました。なお、令和5年度からは男子生徒にも間口を広げて事業を展開するため、私立学校理工系人材育成支援事業として実施します。

続いて資料番号16番、令和4年度行政監査・包括外部監査の結果の概要について説明します。資料の3ページをお開きください。

まず、行政監査の結果についてです。令和4年度は、多様な主体との協働についてを監査テーマとし、3に記載の着眼点から監査を実施しました。5の監査の結果については、改善事項はなく、検討事項は協働の全庁的な推進体制について3項目の指摘をいただいています。

4ページを御覧ください。

資料の中ほどに記載のとおり、ア協働推進員の活用については、協働推進員に指導的な立場の職員や現場体験研修の受講者等を充てるなど、より実効性が上がる取組の検討を求められています。この指摘を受けて、現場体験研修参加者やNPOと協働した事業の実施経験がある者など、NPOとの協働推進に意欲ある職員を協働推進員に配置するよう依頼するなどの対応を行っています。

その他二つの検討事項についても、受けた御指摘を元に、多様な主体との協働が一層図られ

るよう、推進体制を整えています。

続いて、包括外部監査の結果についてです。資料の5ページをお願いします。

資料中ほどの3監査テーマ及び監査対象ですが、外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制について、生活環境部では2団体が監査対象となりました。

資料の18ページをお願いします。

公益財団法人生活衛生営業指導センターです。預金残高の管理についてなど改善事項について4件、経費の出金伝票についてなど勧奨事項について2件の御指摘をいただきました。

資料の44ページをお願いします。

公益財団法人大分県環境管理協会です。決算書上の仮受金についてなど勧奨事項について3件御指摘をいただいています。これら2団体については、いただいた御指摘を受け、団体への指導及び助言を適切に行うことで、令和5年度中に改善措置が完了する予定です。

私からの説明は以上です。決算内容の詳細やその他の事業については、引き続き担当所属長から説明するので、よろしくをお願いします。

河野生活環境企画課長 それでは、資料番号9番、令和4年度決算附属調書により、生活環境部関係の歳入決算額の予算に対する増減額や不用額、収入未済額について、私から一括して説明します。

まず、歳入決算額の予算に対する増減額についてです。資料12ページをお願いします。

表中の左、科目欄の一番下、保健環境手数料の増収となったものの衛生免許試験その他手数料604万9,470円の増収は、産業廃棄物関連許可申請件数等が見込みを上回ったことによるものです。

次に、資料15ページをお願いします。

科目欄、保健環境費国庫補助金のうち減収となったものの一番下、地域脱炭素推進交付金1億5,160万円の減収は、地域再生可能エネルギー導入推進事業が令和5年度に繰越しとなったことに伴うものです。

次に、資料の23ページをお願いします。

科目欄の一番上、産業廃棄物税基金繰入金2,

626万7,430円の減収は、災害時海岸漂着物処理事業費等が見込みを下回ったため、基金の取崩し額を減額したことによるものです。

次に、不用額の主なものについて説明します。資料32ページをお願いします。

科目欄防災費のうち一番上、防災総務費1億802万8,718円の不用は、大分県災害被災者住宅再建支援事業費に係る市町村への補助金等が見込みを下回ったことによるものです。

資料33ページをお願いします。

科目欄、保健環境費の環境保全費うち上から二つ目、環境整備指導費5,954万866円の不用は、海岸漂着物地域対策推進事業費の委託による海岸漂着物の撤去費用等が見込みを下回ったことによるものです。

次に、収入未済額の主なものについて説明します。資料43ページをお開きください。

課名欄の上から三つ目、循環社会推進課分2億1,325万1,592円の雑入については、日出町真那井、竹田市直入町及び杵築市日野の計3か所の産廃処分場に係る行政代執行経費の残額及び環境保全協力金の未収額で、事業者の支払能力不足等により収入未済となっているものです。

今後も、引き続き事業者の収入状況を注視しながら、鋭意代執行経費の返済等を求めます。

決算附属調書による生活環境部関係の説明は以上です。

続いて資料番号10番、令和4年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書をお願いします。

生活環境企画課関係について説明します。130ページをお願いします。

第1目防災総務費の一つ目、市町村避難所運営等強化事業費は決算額114万7,312円です。この事業は、市町村における迅速かつ的確な避難者支援及び住民と協働した避難所運営を図るため、避難所単位の運営マニュアルを策定、改善する際の支援や住民参加型の避難所運営訓練、市町村との避難所対策検討会議を実施したものです。

田崎うつくし作戦推進課長 うつくし作戦推進課関係について説明します。133ページをお

願いします。

第2目公害対策費の上から四つ目、未来の環境を守る人づくり事業費は決算額1,479万9,667円です。この事業は、県民の環境意識を高めるとともに、主体的に行動することができる人づくりを行うため、地域や学校で開催される研修会等への環境教育アドバイザーの派遣や環境劇の公演、環境ワークショップを実施したものです。

134ページをお願いします。

第3目環境整備指導費の一つ目、3R普及推進事業費は決算額1,094万4,990円です。この事業はリデュース、リユース、リサイクルの3Rを通じた循環型社会の構築に向け、広報媒体等を活用し、3Rの必要性について県民に対する周知や啓発を実施した経費です。

後藤脱炭素社会推進室長 脱炭素社会推進室関係について説明します。

133ページをお願いします。

第2目公害対策費の一つ目、地域気候変動対策推進事業費は決算額3,936万8,379円です。本事業は、大分県地球温暖化対策実行計画に定める家庭・業務・運輸各部門におけるCO2削減目標の達成に向け、環境アプリの普及促進やエコドライブの推進、エコアクション21の取得支援等により緩和策を実施するとともに、関係機関との連携により気候変動による様々な影響への適応策を推進したものです。

第2目公害対策費の二つ目、地域再生可能エネルギー導入推進事業費、決算額0円です。本事業は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、自家消費型太陽光発電設備の補助等をはじめ、県内における再生可能エネルギーの導入促進を図る経費ですが、財源となる国の交付金の交付決定が3月となったことから、全額を繰り越したものです。

浜田自然保護推進室長 自然保護推進室関係について説明します。資料の132ページをお願いします。

第2目企画調査費の一つ目、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業費は決算額1,027万7,880円です。この事業は、祖母・

傾・大崩地域の環境保全及び自然と共生した地域振興を図るため、宮崎県や関係市町と連携して普及啓発等を行ったほか、オフィシャルアーティストであるDRUM TAOによるユネスコエコパークの見どころ3か所の紹介動画を作成した経費です。

続いて、資料の134ページをお願いします。

第4目自然保護費の上から二つ目、生物多様性保全推進事業費は決算額749万7,256円です。この事業は、豊かな自然と生態系を次世代に引き継ぐとともに、生物多様性への理解促進を図るため、指定希少野生動植物であるカモシカの生息状況調査やアライグマの防除対策等を実施したほか、おおいたの重要な自然共生地域の選定を行った経費です。

木内県民生活・男女共同参画課長 県民生活・男女共同参画課関係について説明します。138ページをお願いします。

第4目消費生活県民費の事業説明欄の上から二つ目、消費生活安全・安心推進事業費は決算額3,280万4,358円です。この事業は、県民の消費生活の安全・安心を確保するため、消費生活関係法令等習得講座及び指定消費生活相談員養成研修を行い、相談体制の充実を図るとともに、各世代を対象に消費生活啓発講座を開催し、ライフステージに応じた消費者教育や啓発の推進に要した経費です。

139ページをお願いします。

第4目女性青少年対策費の事業説明欄の一番下、女性に対する暴力防止推進事業費は決算額3,334万1,190円です。この事業は、DVや性暴力などの女性に対する暴力をなくすため、パープルリボンプロジェクトやデートDV防止セミナー等の開催により、DVや性暴力などの対策にかかる啓発研修を実施するとともに、性犯罪・性暴力対策ワンストップ支援センターの運営に要した経費です。

松原私学振興・青少年課長 私学振興・青少年課関係について説明します。141ページをお願いします。

第8目文教費の事業説明欄の上から一つ目、私学振興費は決算額37億2,506万6,5

28円です。この事業は、私立学校の教育条件の向上と経営の健全性確保等を図るため、小学校、中学校、高等学校あわせて20校に対し、運営費等を助成したものです。

上から二つ目、私立高等学校授業料減免支援事業費は決算額2億2,648万5,600円です。この事業は、国の授業料実質無償化の対象とならない世帯年収590万円から910万円までの世帯における私立高校生の保護者の経済的負担を軽減するため、授業料減免を行う学校法人に対し助成したものです。

若松食品・生活衛生課長 食品・生活衛生課関係について説明します。144ページをお願いします。

第3目食品衛生指導費の上から四つ目、HACCPフォローアップ事業費は決算額2,660万6,051円です。この事業は、食の安全を確保するため、HACCPの導入に取り組む食品取扱事業者を支援するとともに、HACCP導入後の実効性を担保するため、現地指導などのフォローアップの実施に要した経費です。

145ページをお願いします。

第4目環境衛生監視費の上から三つ目、動物愛護協働推進事業費は決算額731万8,590円です。この事業は、犬猫の譲渡を推進するとともに動物愛護精神の涵養を図り、犬猫の殺処分につながる引取りを減少させるため、動物愛護センターでの拠点型不妊去勢手術や市町村が行う不妊去勢手術の補助に要した経費です。殺処分数は令和元年度が2,271頭でしたが、令和4年度は534頭となっており、年々減少しています。

北村環境保全課長 環境保全課関係について説明します。146ページをお願いします。

第2目公害対策費の一つ目、水質保全対策事業費は決算額3,554万5,608円です。この事業は水質汚濁の防止を図るため、県が管理する河川や沿岸海域などの公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を監視するとともに、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく工場や事業場に対する監視指導などに要した経費です。

148ページをお願いします。

第1目薬務生活衛生総務費の上から三つ目、生活基盤施設耐震化等交付金事業費は決算額1億9,677万4千円です。この事業は、大分県生活基盤施設耐震化等事業計画により交付対象となる水道施設の耐震化や老朽化対策等の取組について、要望のあった市を支援するために要した経費です。なお、令和4年度は大分市、中津市、宇佐市の取組について支援を行っています。

嶋崎循環社会推進課長 循環社会推進課関係について説明します。150ページをお願いします。

第3目環境整備指導費の上から二つ目、産業廃棄物処理施設等監視指導事業費は決算額4,306万5,256円です。この事業は、産業廃棄物の適正処理のため、本庁及び県内5ブロックに配置した産業廃棄物監視員によるパトロールや最終処分場における水質検査、処理施設の監視指導等に要した経費です。

次に、一番下の海岸漂着物地域対策推進事業費は決算額8,097万2,825円です。この事業は海岸の景観や環境を保全するため、平時又は台風等自然災害発生時に海岸へ漂着したプラスチックや流木等をはじめとする海岸ごみを、県又は市町村が事業主体となって行った回収や処分に要した経費です。なお、令和4年度は別府港海岸、堀江港海岸などの海岸ごみを回収、処分しました。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長 人権尊重・部落差別解消推進課関係について説明します。152ページをお願いします。

第1目社会福祉総務費の上から五つ目、人権啓発推進事業費は決算額1,725万9,082円です。この事業は、県民に人権の尊重を日常生活の中で考え実践してもらうため、様々な手法や媒体を活用して実施した人権教育や啓発に要した経費です。具体的には、県民講座や人権フェスティバルの開催、地元プロスポーツチームと連携した人権啓発活動等に要した費用です。

下から二つ目、人権施策推進事業費は決算額

331万45円です。この事業は、様々な人権課題を解決し、人権を尊重する社会を確立するため、大分県人権尊重社会づくり推進条例に基づき施策を総合的に推進するために要した経費です。具体的には、企業や団体が行う人権研修の普及に向けた支援、性的少数者の理解促進に関する施策の推進、大分県人権尊重社会づくり審議会の運営等に要した費用です。

後藤防災対策企画課長 防災対策企画課関係について説明します。153ページをお願いします。

第1目防災総務費の事業説明欄の上から4番目、防災行動定着促進事業費は決算額1,506万540円です。この事業は、県民の防災意識の醸成及び避難行動等の定着を図るため、テレビやラジオに加えSNSを活用した防災情報の発信、防災啓発動画等の配信などに取り組んだほか、防災VRの疑似体験ツールの運用や県民一斉避難行動等を実施したものです。

次に、その下の地域防災力強化支援事業費は決算額3,445万7,217円です。この事業は地域防災力の向上を図るため、地域における防災活動の要となる防災士の各種研修等を行うとともに、地域の防災士や福祉団体等と連携して、住民や高齢者施設の避難訓練支援を実施したものです。

小野危機管理室長 危機管理室関係について説明します。154ページをお願いします。

第1目防災総務費の事業説明欄の上から三つ目、国民保護対策事業費は決算額482万1,530円です。これは、武力攻撃等が発生した場合、国民保護法に基づき県民の避難や救援等の国民保護措置を迅速に実施できるよう、消防や警察等の関係機関との連携強化による初動対処能力の向上を図るため、国と共同で国民保護実動訓練を実施したものです。

155ページをお願いします。

事業説明欄の上から二つ目、防災情報通信システム更新事業費は決算額3億771万4,800円です。この事業は県と市町村、消防本部、自衛隊等関係機関を結ぶ通信システムについて、老朽化等に伴い計画的な更新が必要なため基本

設計を行うとともに、特に老朽化が著しい一部の機器等の更新工事等を実施したものです。

姫野消防保安室長 消防保安室関係について説明します。155ページをお願いします。

第2目消防指導費の事業説明欄の上から一つ目、消防力強化推進事業費は決算額243万3,450円です。この事業は、消防力を強化するため非常備消防である消防団員の確保対策として、若年層をターゲットにしたYouTubeによるPR動画の配信や地域消防アドバイザーを活用した消防思想の普及宣伝等を行うとともに、安全装備品購入経費への助成など常備消防の機能強化を支援したものです。

次に上から三つ目、救急搬送体制整備事業費は決算額765万9,730円です。この事業は、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入れの基準や救急業務を医学的に支援するための体制等を強化するとともに、救急救命士の養成支援等を実施したものです。なお、令和4年度は一般財団法人が主催する養成講座に救急隊員を派遣し、新たに15名の救急救命士を養成しました。

後藤副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し私から指名を受けた後、自席で起立の上マイクを使用し簡潔かつ明瞭に答弁願います。

事前通告が5名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

吉村委員 決算事業別説明書140ページ、青少年等自立支援対策推進事業費についてです。

文部科学省の調査などによると、中学生のときに不登校だった子どもが、中学校卒業後に進学や就職ができず、ひきこもりの生活をしているケースが2割ほどあるようです。ひきこもりの方がどうやって心の健康を取り戻し、自立して社会参加していくのが大きな課題になっていると思います。

ひきこもりに関連して、おおいた子ども・若者総合相談センター、おおいたひきこもり地域支援センター、おおいた青少年総合相談所におけるそれぞれの相談件数と主な相談内容、特に

ひきこもりの方が相談に来た割合、人数が分かれば答弁をお願いします。また、アウトリーチをどのように行っているのか、その状況についても伺います。

それから先日発表がありました、小中学校で不登校の子どもが増えているようです。当然、不登校とひきこもりは連続したケースが多くあるわけですが、不登校の子どもの中学校卒業後について考えてみると、中学校のときは学校や担任の先生との関わり、教育委員会が設置している教育センターとの関わり等がありますが、中学校卒業後はそういう関わりがなくなってしまうと思います。

そういった状況で、それまで関わりを持っている中学校との連携がどのように図られているのか、それから、ひきこもりの方の居場所づくりについてどのように進められているかを伺います。

松原私学振興・青少年課長 委員から3点質問がありましたので、順次お答えします。

初めに、おおいた子ども・若者総合相談センター、おおいたひきこもり地域支援センター、おおいた青少年総合相談所の相談についてです。令和4年度におおいた青少年総合相談所に寄せられた相談は電話、来所、メール、訪問等を合わせて8,990件です。そのうち、子ども・若者総合相談センターは、求職など進路に関することや不登校などの相談が1,095件、ひきこもり地域支援センターは、御家族から将来に対する不安やひきこもりの相談が1,186件となっています。また、子ども・若者総合相談センターとひきこもり地域支援センターが相談対応した実人数は269人、そのうち本人と会ったケースが30人、その30人のうち本人が来所して相談したケースが27人で9割となっています。

次に、アウトリーチについてです。電話による相談が難しく来所も困難な場合、家族と本人の同意を得た上で訪問し、直接的に支援を届けるアウトリーチのほかに、家庭や周辺環境を調査するなどアセスメントのためのアウトリーチなど、様々な訪問支援があります。いずれにし

ても、地元市町村からの情報が大変重要となるので、市町村との連携を進めています。

最後に、不登校の子どもの中学校卒業後の連携についてです。委員が御指摘のとおり、中学校在学時から卒業後も不登校となると周囲との接点が難しいということでしたが、卒業後に進学や就職をしていない方や高校を中退した方は、所属がない状況になるため、不登校からひきこもりにならないよう早い段階で支援することが大変重要になります。県では、研修会や会議の中で市町村ひきこもり相談窓口と学校、教育委員会との連携強化を働きかけています。さらに、専門性の高いひきこもり地域支援センターには市町村支援員がおり、後方支援を行うなど早期の対応に努めています。この市町村支援員をエリアに2人配置していましたが、今年度は1人増の3人体制とし、組織体制を強化しています。

居場所づくりについては、ひきこもり地域支援センターに社会参加支援員も配置されており、企業訪問による仕事の切り出しとともに、居場所の開拓を行っています。

吉村委員 ひきこもりの方が、いずれ社会参加していくことは重要だと思いますが、一人一人状況が違っているのでひきこもりを脱することは簡単ではないと思いますが、もし好事例や特徴的な事例があれば紹介いただきたいと思います。

松原私学振興・青少年課長 個別の事例と言うか一般的な話になりますが、やはり我々が思うより時間がかかるということです。さきほど話したアウトリーチに関しても、本人や家族の同意なしに訪問すると、かえってトラブルになることもあるし、委員が言われたように一人一人いろいろな背景があるので、ある程度そこが分からないと、なかなか支援もうまくいかずにかえって難しくなることがあります。

さきほど話したように、ひきこもり問題にはかなり高い専門性が要求されるので、市町村支援員の高い知識や技術などを共有しながらやっていくことが大事だと考えています。

吉村委員 ひきこもりの方は、どうしても本人や家族が孤立しがちだと思います。したがって、

きめ細かい支援をお願いしたいと思うし、さきほど居場所と言いましたが、学び直しや居場所づくりについても重要だと思います。

そういう中で、簡単にはいかないですが、やはり見守っていることを発信し続けることも、とても大事なのかなと思います。今後も支援の充実をよろしくお願いします。

守永委員 二つの項目について質問します。

一つは主要な施策の成果104ページ、「安心はおいしいプラス」認証制度推進事業についてです。

まず、この事業の令和4年度末における認証店舗数を教えてください。それから、この事業については、コロナ禍の影響を大きく受けたと思います。達成率の欄に、認証取得施設の再調査件数として5,659件と記述されているが、さきほど事業説明のときに点検というワードもありましたが、どういう調査をされたのか確認したいと思います。それから、第三者認証制度として取り組んだことで、どのような成果が得られたのか教えてください。また、5月の5類移行後に認証制度を廃止したと説明がありましたが、継続してはどうかという意見や考えはなかったのか、その辺の議論の経過を教えてください。

次に、さくら猫プロジェクトについて、主要な施策の成果100ページにあります。令和4年度末時点でさくら猫プロジェクトに取り組んでいる市町村数とグループ数を教えてください。また、地域でさくら猫プロジェクトに取り組む際に多くの課題があったと思いますが、開始に向けて議論をし、結果的に取組に至らなかった地域はどのくらいあるのか、把握できていたら教えてください。その特徴的な状況や課題も教えてください。

若松食品・生活衛生課長 「安心はおいしいプラス」認証制度推進事業について説明します。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底している飲食店を立入調査の上、認証する制度となっています。令和4年度末の認証件数は4,581件となっています。再調査については5,659件行っていますが、さ

きほどの4, 581件にその認証取得後の店舗がパーテーションや消毒設備がしっかり継続して設置されているかどうか、遵守の状況を2回目、3回目と実際に立入りしてチェックした件数となっています。

事業の成果としては、飲食店の衛生意識の向上に寄与し、それが感染防止にもつながったと考えています。また、認証店を県のホームページで検索したり、各飲食店での情報発信や店頭でポップ表示等をされたことによって、県民が感染防止対策をしている飲食店を選ぶ際の参考にもなったと考えています。また、5月以降にコロナが5類になり認証制度は廃止となりましたが、この流れは全国的なものです。ただ、実際にコロナは終わったわけではありません。各飲食店は自主的な取組や業種別のガイドラインという形で遵守を続けているところもあります。

県としては、引き続き飲食店に手洗いの徹底などの対応をお願いしていきます。

続いて、さくら猫プロジェクトについてです。

地域にいる所有者のいない野良猫の繁殖制限を目的に、登録されたボランティアが一旦保護して動物愛護センターで不妊去勢手術を行い、それから元の地域に戻して、その地域で管理を行う仕組みとなっています。

令和4年度末時点ですが、このさくら猫プロジェクトに取り組んでいる市町村数は15市町でした。今年度二つの町が参加したので、現在では姫島村を除く17市町、参加グループ数は780グループとなっています。なかなか取組に至っていない姫島村の課題ですが、動物愛護センターまで運搬する距離が長いこと、野良猫の数や苦情などが地域で余り問題になっていないことを聞いています。

守永委員 「安心はおいしいプラス」認証制度推進事業については、コロナ禍もあってということですし、継続してコロナ感染者数が多い状況であれば少し考えてもいいのかなという気はしましたが、それぞれの意識付けができた点からすれば、飲食店の状況を時折見守る姿勢は持ち続けていただければと思います。

さくら猫プロジェクトについては、猫を好き

な人と嫌いな人がいて、地域で議論するときにトラブルになることも多いわけですが、今後、特に町中で地域猫活動に取り組むグループに、こういう事例もあるよと提示できれば、いろんな議論の素材になると思うので、事例を紹介する機会をつくっていただければと思います。

質問については以上ですが、一言お礼を言いたいと思います。昨年の決算特別委員会の中で、未来の環境を守る人づくり事業費における児童向けの環境劇を紹介いただき、これはぜひ議員にも見てもらった方がいいと話をしたときに、早速誘っていただき大分市内の幼稚園で拝見しました。非常によかったと思うし、今後そういう取組を継続して、また多くの議員に見ていただければと思うので、よろしくお願いします。

猿渡委員 委員長、3点について通告していますが、それ以外にも要望や質問したいことがあるのでよろしくお願いします。

まず主要な施策の成果113ページ、部落差別解消推進事業について質問します。

運動団体に毎年約820万円を委託しており、昨年度はコロナ禍による研修の中止などで574万円の決算額となっています。この事業は、いまだに部落差別が解消していないということで、運動団体に委託しています。その根拠としているのが人権に関する県民意識調査です。この県民意識調査の内容を見ると、設問に差別の掘り起こしなど、むしろ差別を拡大してしまうのではないかと思われる設問があったり、内心に踏み込む質問があるように思います。差別を表現することが差別であって、心の中でいろんな感情を抱くことはあるが、その点で問題があると考えています。そういうことを根拠にした運動団体への補助金は廃止すべきだと考えるが、どうでしょうか。

次に決算事業別説明書141ページ、私立高等学校授業料減免支援事業費です。

私立高校授業料減免支援など、私立高校生の保護者の経済的負担軽減を図るということです。入学の際にいろいろな経費がかかるので、入学に間に合うよう早い段階での支給が大切かと思いますが、どのような形で支援が行われている

のか答弁ください。あわせて、これは通告して
いなくて申し訳ないですが、私立専門学校就学
支援事業費についてもその内容を答弁ください。

もう1点は主要な施策の成果72ページ、3
R普及推進事業についてです。

事業者をプラスチック代替製品利用促進補助
金で支援する事業の達成率が56%で、今年度
はプラスチックごみ削減推進事業と少し違う形
で実施するとのこと。この事業は非常に大
事な事業と思いますが、どのように検証して、
それを今後にどういかに取り組んでいくのか。

もう1点、さきほど動物愛護センターのさく
ら猫プロジェクトの話がありましたが、これは
センターに連れていくのがなかなか大変という
声が別府市でもあります。そのため、出張とい
う形でできないのかを聞きたいと思います。

藤井審議監兼人権尊重・部落差別解消推進課長
部落差別解消推進事業についてお答えします。

本事業は、部落差別解消推進法で地方公共団
体の責務と定められている相談体制の充実、教
育啓発について運動団体に委託して実施してい
るものです。地域住民の自立促進のために委託
している研修会、相談業務、担い手養成のいず
れも住民に寄り添ってきめ細かく実施されてお
り、県の直営で事業を行うよりも効果を上げて
いると考えています。

県民意識調査は、人権意識の変化を捉え、県
の施策に反映するために実施するものであり、
設問内容は県庁内での検討に加え、人権審議会
にも意見を聴いた上で設けたものであって、差
別の拡大につながるものはないと認識していま
す。また、基本的に選択肢を選ぶ回答形式であ
ること、またそもそも任意で回答に協力してい
ただく調査なので、内心に踏み込むものではな
いと聞いています。

松原私学振興・青少年課長 2点いただきました。

私立高等学校授業料減免支援事業費ですが、
国の就学支援金制度において授業料実質無償化
とならない年収590万円から910万円の世
帯に対して、大分県独自で月1万円を上乗せし
て支給をしています。

それから、さきほど追加で質問がありました
私立高等学校等就学支援事業費についてです。
これは国の制度になっていて、高等学校等就学
支援金の支給に関する法律に基づいて、学校設
置者が受給権利者に代わって就学支援金を受領
し、当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に
充てる旨が規定されていることから、県から学
校法人に対して補助金を支給しています。支給
の時期については4月末、7月末、10月末、
1月末の4回に分けて、前年度実績のおおむね
85%を支給、最終的には3月に差額を支給し
ています。今申し上げた国の制度ですが、就学
支援の額が二十数億円となり、授業料減免支援
が約2億2千万円になっています。

田崎うつくし作戦推進課長 3R普及推進事業
では、プラスチックごみ削減につながる取組を
行う事業所が、具体的に何を取り組むべきか等
の周知が不足していたと考えています。

プラスチックごみ削減には県民、事業者、行
政が連携、協力することが大切であることから、
今年8月におおいたプラごみゼロ宣言を行い、
県民への機運醸成と具体的な取組について周知
を図っています。

プラスチックごみ削減推進事業では、県民向
けにペットボトルや食品トレーの回収など、プ
ラスチックごみ削減の行動に対し、環境アプリ
内で県産品が当たるポイント付与を行うなどの
参加型啓発運動を進め、おおいたグリーン事業
者認証推進事業では、事業者向けに県独自の認
証制度を創設し、県内事業所の事業活動におけ
る具体的な取組を促進することとしています。

今後も、引き続きプラスチックごみ削減に取
り組んでいきます。

若松食品・生活衛生課長 さくら猫プロジェク
トにおいて、ボランティアがセンターまで運搬
する手間が非常にかかるという御意見について
です。

不妊去勢手術であることから多くの人員が携
わること、開腹手術なので術後の感染なども心
配されるため、しっかりと手術環境が必要に
なることから、なかなか出張はしにくいと思
います。ただ、不妊去勢手術を各市町村が実施

する場合、県が補助する制度も設けていて、別府市もこの制度に入っているので活用していただけると。近くの動物病院にボランティアの都合がいいときに連れて行って手術ができるので、こういった取組を今後も進めていきたいと考えています。

松原私学振興・青少年課長 さきほど猿渡委員から私立専門学校就学支援事業費の件で、私の答弁が漏れていました。大変失礼しました。

これは国が行う高等教育の無償化であり、大学の方がイメージしやすいと思いますが、専門学校も対象となるため、支援しています。

令和4年度は授業料の免除が573人、入学金の免除が236人という実績があります。

猿渡委員 さくら猫プロジェクトのところで、市町村の事業もありますが、予算が足りずにボランティアが手出しでやっている部分が多いんですね。各市町村での不妊去勢手術がなかなか広がっていない問題があるので、今後ともよろしくをお願いします。また、動物虐待をなくすことによって、人間への犯罪も減らしていく効果があると聞くので、お願いします。

もう1点、電動キックボードについてお聞きします。さきほど年代に応じた交通安全の取組を進めていくとおっしゃいましたが、一部の電動キックボードは今年7月から免許証が不要でヘルメットなどが努力義務となり、大変心配しています。その点を踏まえて、今後に向けてどのように取り組んでいくか、啓発や取組強化が大変重要だと思いますが、どうでしょうか。

河野生活環境企画課長 電動キックボードについての質疑です。

今年の4月1日に道路交通法が改正され、従来の原動機付自転車の区分が改定されて、新たに特定小型原動機付自転車となり、電動キックボードが規制の対象になりました。

県内での啓発については、各種の会議や研修会で改正道路交通法の周知を行っています。これは特に警察関係でやられていると思います。ただ現状では、特定小型原動機付自転車が余り普及していないので、今後の普及状況や交通事故の発生状況等を注視しつつ、大分県警察をは

じめとして、関係機関や団体と連携しながら情勢に応じた対応を図りたいと考えています。

特に特定小型原動機付自転車のうち、最高速度が6キロメートル以下に制御されているものは特例特定小型原動機付自転車ということで、歩道を通行できます。特定小型原動機付自転車については、構造上は最高速度が20キロメートルまで、それから運転免許は不要で16歳未満は運転禁止、ヘルメットは努力義務となっているので、今後の普及状況を見ながら適正な形で啓発、普及を行っていききたいと考えています。

猿渡委員 これから普及していくと思うので、そのことを想定して高校での啓発に力を入れるなど、各機関と連携しながら早期の啓発をよろしくをお願いします。

森委員 3点伺います。

まず主要な施策の成果69ページ、おおいたジオパーク推進事業について伺います。②ジオパークの情報発信等の項目について、昨年開催したおおいたジオパークフェスタの成果について教えてください。そして、県内のジオパーク認定地域以外の小中学校等への情報発信をどのように行っているか。また、新たなジオパーク認定への取組の動きなどがあるか、教えてください。

続いて主要な施策の成果91ページ、青少年健全育成対策事業の三つの事業のうち、再犯防止推進事業についてですが、事業内容及び市町村の再犯防止推進計画の策定状況について教えてください。また、三つの事業の決算額の内訳についてそれぞれ教えてください。

最後に主要な施策の成果127ページ、小規模集落等水源整備支援事業について、生活にとって非常に大切な水を確保するための事業です。この事業に取り組む予定だった4地区のうち2地区が辞退、1地区が事業廃止とあるが、内容を詳しく教えてください。

浜田自然保護推進室長 ジオパーク関係の3点の質問についてお答えします。

まず、おおいたジオパークフェスタの成果です。おおいたジオパークフェスタは8月7日に大分いこいの道広場で開催し、約400人の方

に来場いただきました。九州内8ジオパークのうち、本県を含め五つのジオパークがそれぞれ特徴ある体験ブースを出展したほか、VRやアバター体験、オンラインツアーなども実施しました。その結果、来場者アンケートにはジオパークを知ることができてよかった、子どもも興味を持てる内容で勉強になったなどの意見のほか、大半の方がジオパークに行ってみたいと回答しており、ジオパークの魅力を十分に発信できたと考えています。

次に、ジオパーク認定地域以外への情報発信についてです。おおいたジオパークフェスタのチラシは、大分市内の全小学校の児童に配布をしました。またO-L a b o（オーラボ）において、姫島村、豊後大野市ともに毎年1回ずつ子ども向け体験講座を開催しています。今後も機会を捉えた効果的な発信を考えていきます。

三つ目の新たなジオパーク認定への動きについてですが、現在のところ新たな動きはありません。

松原私学振興・青少年課長 青少年健全育成対策事業についてです。

こちらの再犯防止推進の関係ですが、平成31年に策定した大分県再犯防止推進計画を推進するため、庁内関係機関及び関係団体で構成する大分県再犯防止推進協議会を設置し、再犯防止に向けた取組と評価、検証を行っています。

それから再犯防止推進の事業費ですが、さきほど申した大分県再犯防止推進協議会の関係で5万6,750円、これに更正保護法人への補助である76万円を合わせると81万6,750円となっています。

また、市町村の再犯防止推進計画の状況ですが、令和5年4月1日時点で10の市町が計画を策定しています。今後も計画策定に向けて働きかけを行っていきたいと考えています。

北村環境保全課長 小規模集落等水源整備支援事業について質問いただきました。

本事業については、令和4年度は豊後大野市1地区、宇佐市1地区、九重町2地区の計4地区で整備を見込んでいました。宇佐市の1地区については、工事区域隣接地権者である住民か

ら強い反対を受け、工事着工への同意を得られなかったため、市がやむを得ず事業廃止の手続を行ったものです。また、九重町2地区については、地元調整が難航したことに加えて、その前年の令和3年度事業の繰越しが6地区分あったことから、町が繰越し事業の完了を優先したため、令和4年度の申請を辞退したものです。なお、これらの3地区については、改めて本事業を活用した整備を予定しており、宇佐市では事業計画を見直しの上、今年度実施中です。九重町も2地区の地元調整完了後、1地区は今年度実施中、もう1地区も来年度の整備を予定しています。

森委員 ジオパーク推進事業について、昨年私もたまたま、大分駅の南側でおおいたジオパークフェスタをやっていたのを見ました。関係者ですが、全く知らずに大変失礼しました。400人という参加者が、あの立地で多いのかどうかは考えてみれば分かると思います。非常にもったいないと思います。

それと、ジオパーク活動も大分県が主導して10周年を迎えました。もう円熟期に入ったと思うし、高校レベルの地学を小学生や中学生がジオパーク認定地域では自然に学べるので、自分のルーツを知る上で大切な機会であると考えます。身内だけのイベントではないことをもっと考える時期に来ていると思います。10年前、ジオパークについていろんな方にPRした時期もありましたが、非常に今寂しい状況だと思うので、昨年度までの成果を踏まえて今後の活動について少し教えてください。

再犯防止推進計画については、まだ10の市町しか策定していないということで、県の推進計画ができてもう5年が経とうとしています。まだ未策定の市町村について、今後の策定計画がどうなっているのか、再度教えてください。

小規模集落等水源整備支援事業は本当にありがたい事業で、前のページの小規模給水施設水源確保等支援事業も12地区と、まだまだ地域の要望が多い事業ですが、評価がDで今回非常にびっくりしています。これがなくなると、地域の水源確保は大変困難になると思います。こ

の事業についての今後の方向性を改めて教えてください。

浜田自然保護推進室長 委員が言われたとおり、今年でジオパークが認定されて10周年となります。そこで、10月15日の日曜日にジオパーク認定10周年記念行事を開催します。このイベントは、体験ブースを集めた子ども向けのサイエンスショーと、中学生から大人向けのシンポジウムの2本立てで、会場を分けて実施します。

昨年度のジオパークフェスタは子ども向けで小学生ぐらいまでが対象のイベント内容だったので、大分市内の小学生に向けた情報発信をしました。一方で、今回は子どもから大人までが対象で、大分市内の全小中学生、県内の高校生にチラシを配って、大学生に向けてもポスターを配布して周知を図っています。

ジオパークを理系の子どもたちにぜひ知ってもらって、興味や関心を持っていただきたいと思っているので、県としてもこれから若者世代への周知に努めていきたいと考えています。

松原私学振興・青少年課長 さきほど森委員から質問があった事業の決算額について、すみません、答弁が不足していたので追加します。審議会の開催が40万5千円、青少年団体補助が549万3千円、再犯防止推進が79万4千円となっています。

それから、市町村への今後の具体的な働きかけについてです。再犯防止推進については、年度末に全市町村が集まって、再犯防止計画の会議をしました。現在、再犯防止の第2期の計画に入っているタイミングで、第2期計画の策定に向かってるところと、未策定のところは新しく策定することになると思うので、そういったところにはこちらから情報提供していきたいと考えています。

さきほど4月1日現在で10市町と申しましたが、現在、法務省の調査途中ですが、日出町が策定していると回答をいただいています。

北村環境保全課長 小規模集落等水源整備支援事業を今後どうするかについて質問いただきました。本事業は平成21年度からモデル事業と

して実施して、中身は少しずつ変わってきているが、令和4年度までで91集落の整備を補助しています。当初は市町村補助がなかったですが、現在は全ての市町村で補助制度も整っています。ただ、補助金額が十分ではないこともあるので、市町村からの要望等も聴きながら、今後の事業をどうするかについては、また新しい技術もいろいろ出てきており、それらの活用ができないかとか考えながら検討していきたいと思えます。

福崎委員 私からは通告した分と、もう1点追加で質問していいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

一つは決算事業別説明書145ページ、動物愛護協働推進事業費についてですが、直接これに関わるというよりは、動物愛護精神の涵養という観点からお尋ねしたいと思えます。

昔は犬や猫がペットの主流でしたが、今はペットも多様化してきて、オオトカゲや蛇を飼ったり、特殊なカエルやフクロウを飼うこともあったり、外国の動物も含めて飼う方が多いですが、適切に飼育されずに逃げたり、若しくは飼育者が飽きて逃がしたり捨てたりと、その動物が野生化して生態系を壊すことが今社会的な問題になっています。ペットが多様化する中で、適切な飼育やペットショップなどへの飼わなくなった動物の譲渡について環境整備が必要であると思えますが、県として動物愛護の観点からどういう考えを持っているか、また今後の取組についてお尋ねしたいと思えます。

もう1点は、大分県少年の船運航事業費についてお尋ねします。少年の船については、私の息子も小学5年生のときに参加して、素晴らしい事業であると思っているし、この事業自体は継続していただきたいと思っています。しかし、参加者を募集するのに関係団体が大変苦慮されている話を聞いているし、今、船から翼という形で、飛行機で沖縄県に行く事業に変わってきたかと思えます。この事業は、船に乗って閉鎖された空間の中で小学生や中学生、高校生がそれぞれリーダーとしての役割を果たす中で社会性を身に付ける研修をすることが大きな事業効

果だったと思います。飛行機で沖縄県に行って研修することも大切だと思いますが、ただ沖縄県に行くだけになってしまわないかなと私はちょっと危惧しています。ですから、今回から名前が少年の翼になりましたが、この運航事業に対して今後どのような方向性で取り組んでいくのか、ある程度役割は果たしたのでやめることも含めて、どのような検討がされているのかお聞きします。

若松食品・生活衛生課長 多様化するペット事情について質問がありました。

動物の愛護及び管理に関する法律において、ワニや大型のトカゲ、あるいは人に危害を加えるおそれのある危険な動物とその交雑種である特定動物は、飼育の許可が必要とされています。また許可にあたっては、施設可能なおりの設置など厳密な基準があります。

これらの許可施設に対しては保健所及び動物愛護センターの職員が立入検査を実施していて、飼育動物の逸走防止について指導を行っています。万が一逃げ出した場合の対応ですが、職員が警察等と連携して被害が出ないように速やかな対応、捕獲などの対応を実施していきます。なお、令和2年度から特定動物を愛玩目的、ペットとして使用することは禁止されています。県内では、アフリカンサファリなどの動物園等が主な許可対象となっています。

また、特定動物以外のペットの販売等を行う動物取扱業については、同じく動物愛護法で登録を要する等の規制がされています。新たな飼育者に動物を販売する際には、動物が命を終えるまで適正に飼養することや飼養方法に関する適切な説明を、購入者に対して対面で行うことが義務付けられています。今後も引き続き、動物取扱業者に対して対面説明等について指導を実施していきます。カミツキガメやアライグマなどの外来生物は、ペットとしての飼養ができなくなっています。国でもそういった法規制等を実施しています。飼えなくなった動物の譲渡等について保健所で相談を受けるケースがあるので、適切に指導していきたいと考えています。

松原私学振興・青少年課長 大分県少年の船運

航事業についてです。事業に対し大変理解いただき、感謝申し上げます。

少年の船ですが、運航会社がチャーター船の運航を取りやめたので、これまでずっと船でやっていましたが、船での研修ができなくなり、今回は飛行機での研修になりました。過去3年間はコロナの影響もあったので、久しぶりの県外研修でしたが、今申したように、飛行機を使った研修になりました。

さきほど委員から御指摘があったとおり、多くの異年齢の青少年が知らない地区からやってきて、船という閉鎖空間での研修が大きな効果としてあることは当然認識しています。運営側も、船でのこれまでの実績は当然分かっていますが、翼でも同じような効果が出るようにプログラム等も非常に工夫をして、青少年の健全育成をしっかりとやっていきたいと今準備をしています。

今回、台風の影響で夏の研修が中止になって、冬に沖縄県に行くことになりました。飛行機での研修が全く経験や実績がないので、冬の研修実績を踏まえて、いい点や悪い点が出るかと思いますが、研修効果が最大限に上がるよう、我々も努力していきたいと考えています。

福崎委員 ペットについては、飼い主等に対して啓発活動を十分していただき、適正に飼っていただいて、そういう被害が他に広がらないように指導してほしいと思います。

また少年の船運航事業についても、参加者に参加後のアンケートを取って、参加者の声や関係団体の声をしっかり聴きながら、より効果的な研修になるように進めていただきたいと思います。私の息子もその研修を受けたのか、立派に育ったのでよろしくお願いします。

後藤副委員長 ほかに事前通告していない委員で質疑はありませんか。

澤田委員 事前通告をしていませんが、質疑します。質疑がかぶりますが、さきほど守永委員、そして猿渡委員からも話があったさくら猫プロジェクトについてです。

主要な施策の成果100ページ、動物愛護協働推進事業のところで、犬猫の殺処分頭数の目

標値がありますが、これはこういった係数でこの目標値を出しているのか教えてください。あと、譲渡の促進と不妊去勢手術がどうしても大事になってくると思います。現状では、この予算で行っていただいています、もし予算を上げればどのくらいまで殺処分頭数を減らせるのかとか、そういった計画がもしあれば教えてくださいなればと思います。

若松食品・生活衛生課長 殺処分頭数の目標を定めています。ある時期の殺処分頭数は2千頭、3千頭ありましたが、そこから半減する目標を立てて、その目標で大方順調に下降していく目標値を定めて、その目標を実際にクリアしています。年々殺処分頭数は減少していますが、全国的に見ると、大分県は殺処分頭数がまだ多い自治体なので、今後も引き続き殺処分頭数削減に向けた取組は必要と考えています。

さくら猫プロジェクトの予算と殺処分頭数についてですが、動物愛護センターで県の獣医師が手伝いを得ながら手術をしています。令和4年度は1,377頭の手術を行っていますが、これが上限と考えています。さきほど申しました市町村補助等をいろいろ活用しながら、殺処分頭数削減に向けて引き続き取り組んでいきたいと考えています。

澤田委員 まず、目標値に関してですが、やはり命に関わる大事な目標だと思うんですね。ですから単純に半減ではなくて、これを限りなくゼロにしていくことが重要だと思います。これを見て、猫が好きな方の中には残念に思う方もいるかもしれないので、もう少しその辺に配慮いただきながら、目標値の設定をしていただきたいと思います。

また、予算に関してもやはり上げていくことも必要かなとは思いますが、沖縄県などではふるさと納税でプロジェクトを推進しているところもあるので、大分県もふるさと納税やクラウドファンディングをうまく活用しながら、殺処分頭数が限りなくゼロに向かっていけるように努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

若松食品・生活衛生課長 県の計画では、令和

12年度に平成30年度比50%減の900頭という数値目標を立てている。この計画の見直し等も考えており、削減数の目標や新たな取組についても考えていきたいと思っています。

また、ふるさと納税やクラウドファンディングについて、他の自治体の導入状況や考えなどを聴きながら検討していきたいと思っています。

穴見委員 通告してなくて申し訳ありません。

1点だけ伺います。主要な施策の成果142ページの国民保護対策事業についてです。

個人的に以前調べたことがあります、国民保護法の下で、こういった事業を掲げている自治体はいくつかありますが、中身は濃淡があった印象を持っています。その中で、本県がこういった訓練や研修会を開催していることは非常に心強く思います。そこでまず、こういった研修会や訓練に参加している機関や団体について教えてください。

令和3年度、4年度の推移を見ても、参加機関数が増えている中で、今後も増やしていく考えがあるのか、もしあるのであれば、今後どのような団体や機関を巻き込んでいく考えなのか教えてください。

小野危機管理室長 国民保護訓練についてお答えします。

参加機関については主に警察や消防、令和4年度であれば大分空港で実施したので、空港の関係や自衛隊、海上保安庁等の人命に関わる機関が参加して実施しています。

二つ目の参加団体数については、訓練は図上と実動を交互に毎年行っていますが、基本的に参加可能な機関については最大限声かけをしています。令和4年度実績である56機関という数字は、おおむねほぼ参加している状況なので、この数字を維持していくように進めていきたいと考えています。

穴見委員 ありがとうございます。もう1点だけ確認です。例えば、どこかの自治会などの単位で訓練に参加したい場合に、参加は可能でしょうか。それとも、行政機関に限られますか。

小野危機管理室長 訓練については、様々なケースを想定して各自治体と行っています。訓練

の参加や見学については、県内の各自治体に案内しています。

今吉委員 主要な施策の成果135ページ、生活基盤施設耐震化等交付金事業についてです。

各市町村への水道施設等の老朽化とか耐震化への補助ですが、予算が約2億8千万円ある中で決算額は1億9千万円ぐらいで、かなり差があります。市町村で水道の老朽化等はかなり大きな問題だと思うし、早く対処していかないといけない。達成率はAで実績も60%でいいですが、早く対処するために予算をもっと使うことは難しかったのでしょうか。

北村環境保全課長 生活基盤施設耐震化等交付金事業は国の交付金事業になり、生活基盤施設耐震化計画を出した市が採択されるもので、県内では中津市、宇佐市、大分市が事業をやっています。そのうち、中津市が資材の入手困難で繰り越した予算が決算減になっています。

また、市町村への要望調査は毎年実施しており、手を挙げたところが採択されています。

今吉委員 各市町村に要望調査をしているとのことですが、1億円ぐらい予算が余っているので、もっと早く進めていくように市町村に周知をした方がいいと思いますが、いかがですか。

北村環境保全課長 市町村への周知ですが、春先に会議を開いて、国の交付金事業や交付要件等を周知して、できるだけ事業に手を挙げてもらうように、こちらからもお願いしています。

後藤副委員長 ほかに委員から質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 それでは本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 別がないので、これで質疑を終了します。

これをもって生活環境部関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員はお残りください。

〔生活環境部、委員外議員退室〕

後藤副委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの生活環境部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見や要望事項等があればお願いします。

猿渡委員 さきほど言いました電動キックボードの安全対策の啓発等について、今後大事になってくると思うので、来年度重視していくことを入れていただきたいと思います。

後藤副委員長 ただいま、委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 それでは、そのようにします。

以上で、生活環境部関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室するので、しばらくお待ちください。

〔労働委員会事務局、委員外議員入室〕

後藤副委員長 これより労働委員会事務局関係の審査に入りますが、説明は要点を簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、労働委員会事務局長の説明を求めます。

幸労働委員会事務局長 労働委員会事務局の令和4年度決算について御説明します。

タブレットの資料番号10、令和4年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の329ページをお開き願います。タブレット画面右下に青い通知が出たらタッチをお願いします。

令和4年度決算は、表の一番下の歳出合計欄

にあるとおり、予算現額8,879万3千円に対し支出済額は8,698万7,908円で、不用額は180万5,092円となっています。

次に、331ページをお開きください。

労働委員会費の内訳としてまず、第1目委員会費については、予算額1,351万4千円に対し決算額は1,255万2,633円となっています。決算額の内訳についてですが、表の左から2列目、事業別決算額欄の上段の1,062万9,600円については委員報酬であり、定例総会等に出席した際に支給したものです。その下の192万3,033円は委員会運営費であり、総会等への参加や労働争議の調整に係る旅費など委員会の運営に要した経費です。

なお、表の一番右の列の事業説明欄の上から7行目以降に、令和4年度中に当委員会で扱った事件等の件数を記載しています。このうち、下から5行目の労働争議調整係属件数についてですが、労働争議調整とは労働組合と使用者との間の紛争について、労働委員会が調整等を行い解決を図るものです。令和4年度の取扱件数は4件で、うち3件が年度内に解決、残りの1件については次年度への繰越しとなりました。この繰越しについても、調整項目である団体交渉が行われたことから、本年4月に終結しています。

続いて、332ページをお開きください。

第2目事務局費についてです。予算額7,527万9千円に対し決算額は7,443万5,275円となっています。決算額の内訳についてですが、表の左から2列目、事業別決算額欄の上段の6,619万1,132円については、事務局職員8人の給与費です。その下824万4,143円は事務局運営費であり、各種会議等に要した経費や非常勤職員の人件費などです。

後藤副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し私から指名を受けた後、自席で起立の上マイクを使用し簡潔かつ明瞭に答弁願います。

事前通告が1名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

守永委員 事業別説明書332ページの事務局費を見ると、労働相談業務は非常勤嘱託職員が担当しているようですが、この2022年度の労働相談件数や特徴的な相談内容について教えていただきたいと思います。また件数については、ここ数年の労働相談件数の推移状況について分かれば教えてください。

幸労働委員会事務局長 大きく2点御質問をいただきました。

まず1番目、2022年度の労働相談件数と特徴的な相談内容についてですが、労働相談件数については273件となっています。また、主な相談内容として一番多かったのが、上司からの叱責や職場内でのいじめ等のパワーハラスメントに関する事。続いて、給与や残業代等の賃金未払いに関する事、そして3番目が退職勧奨など退職に関する事となっています。

続いて特徴的な相談内容ですが、パワハラ相談において、新型コロナに関連してコロナに罹患した後、職場で感染源のように言われパワハラを受けているといった相談がありました。また、運輸業での人手不足を背景として、会社に退職したいと申し出ても、代替りの人が見つかるまでは、辞めさせてもらえないといった相談もありました。

二つ目に、ここ数年の労働相談件数の推移状況についてです。新型コロナの影響を受ける前の平成30年度からの5か年で見ると、まず平成30年度は316件、令和元年度が254件、2年度は238件、3年度は336件、そして4年度はさきほど申したとおり273件となっています。このうち令和元年度と2年度については、新型コロナの影響により減少したものと思われますが、近年の労働相談件数はおおむね300件前後で推移しています。今後とも、それぞれの相談内容に応じて相談者に寄り添った丁寧な対応を心がけていきたいと考えています。

守永委員 ありがとうございます。相談件数は結構多いなと感じていますが、コロナ禍で減少したのは、結局雇ってもらえていないと言うか、働く場所そのものが減少したことが背景にあると思いますが、その辺についてどう思われるか

教えてください。あと、相談員が非常勤嘱託職員2人だけですが、2人で足りているのか。足りずに件数が300件程度で推移しているのか、その辺はどう思われるか教えてください。

幸労働委員会事務局長 相談件数の減少原因等についてですが、さきほど申したように、主な相談内容がパワハラや賃金未払い、退職となっています。雇用情勢等は人手不足もあるので、そういった状況にあるかと思いますが、ここ3年間で見るとパワハラが50件程度、賃金未払いが20件程度、退職に関するものが25件程度なので、おおむねその辺は変わっていないと考えています。やはり令和元年度及び2年度についてはコロナの影響が大きいと考えています。

2点目の相談員2人で足りているかについては、相談員の担当職員として1人配置しており、あとは正規職員も適宜相談を受けるようにしています。労働件数は今のところ前年に比べてほぼ同程度のため、状況からすると非常勤嘱託職員2人と正規職員で対応できていると考えています。

後藤副委員長 ほかに事前通告してない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 それでは本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員から、ほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 別にないので、これで質疑を終了します。

これをもって労働委員会事務局関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

これより内部協議に入るので、委員はお残りください。

〔労働委員会事務局、委員外議員退室〕

後藤副委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの労働委員会事務局の審査における

質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見や要望事項等があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 特にないので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 それではそのようにします。

以上で労働委員会事務局関係の審査報告書の検討を終わります。

これをもって本日の審査日程は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

後藤副委員長 それでは、次回の委員会は12日、木曜日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。お疲れ様でした。